

第6回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年9月10日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月10日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
		基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

会 計 管 理 者 那 須 和 博

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

那須会計管理者は、公務のため欠席でございます。

日程第 1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。

はじめに 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

このたびの改選により 2 期目の議席をいただきまして、再びこうして質問させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

さて本日は、災害に関連した二つの質問をさせていただきます。

今年の夏も、猛暑と豪雨、そして梅雨前線による長雨と、災害に見舞われた夏になりました。中でも、特に 7 月 12 日には、1 時間 71.5 mm と観測史上最大の降水量を記録するなど、まさに数十年に一度の豪雨だったというふうに思います。

幸い人的被害はありませんでしたが、多くの住宅被害や住宅敷地への土砂の流入・堆積、そして農作物等の被害も相当あったようでございます。被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この間職員の皆さんは、大雨警報が発表されるたびの警戒態勢、避難所の開設・運営などに対応されてきました。こうした昼夜を問わず職務にあたってこられたご労苦に深く敬意を表したいと思います。

それでは、はじめに避難行動の支援についてご質問いたします。

本年予定されていた防災訓練は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を優先するというので実施が見送られたところでございますが、その後、後日訓練に代わるもの

を検討するというふうに聞いております。

しかしながら、7月12日には本年5月20日に変更された避難指示が早々に発令されたこともありまして、実に220人余のみなさまが13箇所の避難所へ避難されたということでございます。そのため、このたびの避難行動により、防災訓練では得られなかったいくつかの課題が浮かび上がったのではないのでしょうか。

私も当日昼過ぎから、頓原・志々地区の4箇所の避難所を訪問させていただき、避難されている方々からいろいろお話を聞かせていただきました。その中で多かったのが、避難方法について困ったということでした。

私は、平成30年9月定例会の一般質問におきまして、「避難行動要支援者にはあらかじめ支援する人を決めておいた方がいいのではないか」と質問しましたが、その当時の町長は、「いざという時に行動できるように定めておくことは重要だ。」と答弁されております。このことについてその後、そして現在、どうなっているのかをまずお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

みなさん、おはようございます。7番議員から質問いただきました。

避難指示発令時の避難行動ということで、最初に7月12日の避難指示発令時の避難支援についてのご質問でございます。過去の質問、平成30年9月に一般質問を議員の方から受けておりまして、私もその質問と答弁をもう1回確認いたしました。当時ですが、「避難に時間や支援を必要とする方に対して、予め避難行動を支援する関係者が話し合い、いざという時に行動できるように定めておくことは重要なことである」と、それから「避難支援に限らず災害が発生した場合の初期行動は、一番身近な「自治会」での対応が非常に大切になることからそれぞれの自治会等で「自主防災組織」の機能を強化する必要がある」と、このように答弁いたしております。

その後、民生児童委員さんの定期訪問、そして自治会からの情報で、避難行動要支援者名簿、これ支援をですね要する方を一覧にした名簿でございます。それを点検いたし、今年6月、防災訓練を予定しておりましたが、そこで活用する計画でございました。このことにつきましては、先ほどもありました、新型コロナウイルスワクチン接種を優先ということで、今回延期となっております。

それで防災、災害が起こる前にですね、お一人お一人がどう行動するか、そして避難に支援がどのように必要かについては、やはり日頃から考えておくこと、それを自治会の中で共有しておくことが重要だと私も考えております。

そこで、今回ですね、議員からは現在どうなっているのかというご質問でございます。そうした取り組みをすでに実施されている地区もございます。これは、要支援者を誰が

避難させるか、避難行動と一緒に移すかということですが、そういう地区もございますが、やはり全地区でそういうことができおりません。取り組みまで至っていない地区もあるのが現状でございます。

例えば、今、寺沢地区であったり、頓原の、それから志々地区。これは志々はもう全体をですね、志々、八神、志津見、角井ですね、その4地区をまとめた志々地区全体の防災組織。それから野萱など、こちらについては既に自主防災組織が立ち上がっております。今現在ですが進行中のところもございます、谷であったり花栗、そして今、来島地区でもですね話し合いが始まったところでございます。

現状については以上でございます。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員の質問を許します。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

前回の答弁いただいたような形でそうした準備を進められている自治区もあるということでございますけども、ぜひ、町の方からも働きかけをしていただいて、全地区でこうした形になることを改めてお願いをしておきたいと思います。

次の質問になりますけども、この度の避難された方をみますと、こうした先ほどのような支援を必要とする方もいらっしゃいましたが、今回あまりにも激しい雨だったために、裏山が心配であるとか、特に心配な点があるわけではないけれども一人でいると心細いので避難したという方も相当数いらっしゃいました。現実にはそうした避難もあるのかなというふうに思ったところでございますけども、そうした方の中にも、いつもであれば自分で車を運転して出かけるけども、これだけの雨の中となると不安で、自分で運転するということはためらったとか、いつもはご家族がいらっしゃるんだけど、今回は避難指示の発令が朝の9時前だったということもあって、家族のみなさんはもう仕事に出かけられていて、自分一人が家に残っていた。そういうことで避難指示が出たけども、どうやって避難所へ行こうかということで困ったという声が何件かございました。

そうした中で、町は避難指示を発令するだけでなく、そうした援助に困った、避難するのに困った方の避難方法についても何か考えてほしいということでもございました。

今回、先ほど言いましたように、見直しがあって警戒レベル4の避難指示というのも初めてのことでありましたし、そういうことで避難しなければいけないというふうに受け止めていただいたのは進歩じゃないかと思うんですけども、そういうそのことのために逆に避難したくてもどうして避難していいかということがわからないということが起こったということでもございます。

今後ですね、これまで毎年のように異常気象という言葉を目にしておりましてけども、今やこの異常気象と言われてきたような現象は、今後異常でも何でもなく毎年こうした気象状況は繰り返されているというふうに考えるべきではないかというふうに思います。そうすれば、毎年1回か2回避難指示が出てくるようなことも予想されます。そういう

ことから先ほどらい申し上げておりますように、避難したいんだけどどうして避難したらいいかということを、町として考えていただいて事前にそうした周知をお願いしたいと思いますけども、何か今お考えのことがございましたらお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、避難行動に対する支援、援助ということでご質問いただきました。今回、要支援者の方に対してですが、今回の災害におきましては、民生児童委員さんをはじめ、社会福祉協議会の職員のみならず、そして保健福祉課の職員、この名簿に基づく安否確認を行っております。

その避難や災害が発生した場合の初期行動、先ほど申しましたが、やはり、一番身近な「自治会」、自治組織ですね。ここでの対応が非常に大切であると改めて実感いたしました。

そうした避難情報ですね、レベル4であったり、レベル5も発令いたしましたが、そういう状況においては役場の方もとうてい職員が避難の支援ということは、職員としてなかなか難しいということで、やはり自治会のみならず、普段そうした行動に移れるよう訓練を重ねておくということがだいじだと思っております。

今、申し上げましたが、自治会等におかれましては、ハザードマップもですねこの度新たに土砂災害特別警戒区域ということで、レッドゾーンですね、指定したハザードマップをですね、今年度初めにお配りさせていただきました。要は家の裏山がどれほど危険なのか、今までイエローゾーンということで、イエローゾーンはかなり広範囲にありました。ただ、レッドゾーンはある程度絞られてきておりまして、やはりそこは危険ということであります。

災害時にどこが危険なのかが、そして誰が誰を支援していくのか、このことについては、自治区長さんをはじめ消防団、それから防災士のみなさんもおられます。民生児童委員さんにも協力いただきながらですね、話し合いをですねしていただきたいと思いますし、そうしたことを進めていきたいと思っております。

当然そうした話し合いにはですね、役場の方も参加させていただきます。それぞれが協力しあってですね安心・安全なまちづくりのため強いセーフティーネット、これを構築してまいりたいと考えております。

私も今回いろいろ考えましたが、やはり自力で避難が難しい方につきまして、特に風水害におきましては、家の建っている敷地で明らかに裏山が迫って危険なようなお宅もありますし、それからもちろん避難しなくても安全なお宅もあります。そのへんはきちんと見極めてですね、そうした危険なところにお住まいの方についての要支援者については、特に配慮が必要だと思っております。その方をやはり誰がどのように避難させる

か、こういうことを普段からしていくことが一番だいじかと思っております。そうした訓練をですね、日頃からですねしていくようにしていきたいと思っております。以上でございます。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問を許します。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

前段のところで自主防災組織を前提にということで、お言葉をいただきましたので、それを進めていただく中で今回のような、その組織の中で、組織側はそうした形でできると思うんですけども、個々のみなさんが困った時にどこに誰にお願いしたり連絡すればいいのかということが、今わかってない方もたくさんいらっしゃるということをこの度感じたところでございまして、その組織化と同時にそうしたことも事前に周知といいますか、そうしたことを今後進めていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、災害復旧について質問いたします。

先日開催された議会全員協議会では、このたびの豪雨により公共災害、農地・農業用施設災害、林地崩壊など、524件余の、そして37億円近い被害があったとの報告がありました。現在、査定の準備が進められているところであり、11月頃には発注できる予定であるという報告も聞いたところでございます。

被災箇所の調査から、現在懸命に査定の準備に関わっておられる皆様に、心から敬意を表したいと思えます。ご苦労様でございます。

さて、査定が終われば、先ほどらい言いましたように、直ちに発注をしていただきたいわけですが、これだけの箇所数となればもちろん全ての箇所を一斉に発注するわけにもいかないかと思えます。また災害の場合、3年間での復旧ということもあると思えますので、ですけども、いずれにしても周到な発注計画が必要ではないかというふうに思っております。

そうしたことで、私は、まず、優先順位といいますか、除雪に支障がある道路災害があるとすれば、そこを最優先にすべきではないかというふうに思います。そして次に急ぐべきところが住宅の裏山。これは、またなにかに再発というか増発するかわかりませんので、そうした林地崩壊も早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。

そして、農地・農業用施設もぜひ来年の植え付けに間に合うようにできればですね、発注の方お願いしたいというふうに思いますが、そういうふうに急ぐものからきちんと順序を立てて発注すべきと考えますが、町長は今現在どのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて災害復旧についてご質問をいただきました。

災害復旧につきましては、現在、査定に向けて準備を進めているところでございまして、公共災害、公共土木施設災害については、9月27日の週から災害査定が始まってまいります。今予定では11月上旬に終了予定ということで何回かに分けての査定を受ける予定です。

それから、農地農業用施設災害につきましては、10月4日の週から、これは来月ですが12月上旬にかけて実施予定であります。ですから公共と農災と少しずれるということで、査定が終了すればですね、順次発注をかけて、早期復旧に努めてまいります。議員言われますように、優先順位を付けていく、当然必要でございまして。今、建設業協会からも要望が出ておりまして、これ発注のですね平準化であったり、初年度に当然処理できませんから、一度に発注されても、そういうことであったり、それから今一般公共工事を発注しておりますので、そうした公共工事の見直し等もあります。そうしたことも（聞き取り不能）ながら事業を進めて行くことが必要と思っております。

それで、議員から順位付けについて具体的にご指摘等もいただきましたが、公共土木施設災害の中で道路災害復旧につきましては、やはり緊急性の高いものを優先ということで考えております。当然、その除雪に支障があったり、日常の生活に今、片交でご不便をかけているとかそういったところは優先的にしてまいります。例えば法面が崩落してですね、そこがもう土砂を取って安定しておるところはですね、少しあとでもいいんじゃないかと思っております。そのへんは、優先的なものをまずやっていきたいと思っております。そうしたことの考えにたって、早期完成を目指してまいります。大きいですね被災箇所もありまして、道路で、これは本省査定ということで、普通は整備局の方から職員来られて査定を受けますが、規模が大きくなりますと本省査定ということで本省の方から査定監が来てその被害の調査をされます。査定をされます。それが10月25日の週にあると聞いております。

これは、11月以降の発注になりますが、当然そういった箇所については、なるべく早く復旧したいとこでございまして、そう考えておりますが、被災箇所によっては、冬期間の通行止め、こういったことも場合によってはやむを得ないと考えております。

それから河川については、これは日常生活に支障をきたしております。例えば今、現在程原地区においては、ごみ収集車が入れないために地域の方にごみをですね、まとめて持って出ただいております。そうしたそこはもともとの町道も非常に狭いですし、そして路肩と河川と並行しております。その河川が今回被災しております。そうしたところについては早期に着手したいと考えております。

それから宅地裏の林地崩壊防止事業につきましては、これは県の補助事業でございまして、採択申請について今月と来月で3件ずつ、6件ありますので、3件ずつ行い採択後速やかに発注することとしております。

それから農災の方です。これは、査定が12月までかかりますが、これは早くに終わるものもありますので査定が終了した箇所から順次発注し、要は来年の作付けにですね、極力支障が出ないように、努力してまいりたいと考えております。

最後に広域農道ですが、飯石広域農道、これ今片側交互通行で8月の20日に片側通行になりましたが、これもともとあそこの農道につきましては、県が改良工事をして整備しております。あとから雪崩防止柵ということで特別なそうした構造物の設置されております。今回非常に急な法面のところが大規模に崩落して崩れました。なかなか技術力が伴う工事でございます、町では難しいということで県の方へ委託しております。島根県知事の方へ直接要望させていただきまして、これについては受託していただいておりますので委託工事として実施する予定にしております。これも10月4日の週に査定を受けますので、それが終われば速やかに発注という手順になっております。以上です。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問を許します。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

いろいろしっかりと考えていただいております。雪によって左右されることもあろうかと思えますけども、今、言われたような優先する工事が何とか春までに終わればいいなと念ずるところでございます。

そうした優先で考えられている工事が、すべてそのできればいいんですけども、契約ですね。

もう一つ、そうした迅速な災害復旧を阻害する悩ましい問題があるのではないかと思います。というのは、公共工事においては、現場代理人及び主任技術者等の配置が必要となっておりまして、特に現場代理人は、飯南町の契約約款でもそうですけども、工事現場に常駐することを義務付けている。そのためには、他の工事現場との重複して現場代理人になることができなくなっているのではないかと思います。

ただ、近年の建設労働者や技術者の不足に伴って、島根県から若干の緩和要件の通知があっているようでございますけども、この程度の緩和ではとても今回の、どの程度今年度発注できるかわかりませんが、それを町内の建設業者だけで、その要件を守ればですね、円滑に執行することは不可能であるというふうに思います。

そこで例えば災害復旧工事に限り、現場代理人や主任技術者等の兼務制限を撤廃するとか、あるいは他にもあるかと思いますけども、そうした特例措置をとっていただいて、何とか迅速な災害復旧ができるようお願いしたいと思いますけども、これについて町長の所見を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて現場代理人等の兼務制限について、ご質問をいただきました。

まず、結論を申し上げますと、この緩和については考えております。それで理由を申し上げますが、現在、飯南町公共工事請負契約約款、契約書のことですが、その契約約款では、第10条第2項で「現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」常駐し、ということでございます、としていますが、約款第10条第3項で、「発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」こととしています。

このことから、現場代理人については、現行でも兼務の制限はしておりません。発注者の判断で、要件緩和ということで約款の方でそういうふうに飯南町の場合はうたっております。

次に主任技術者の方ですが、これにつきましては建設業法、法律がございます。で規定されております3,500万円以上の工事については専任ということですが、未満の工事につきましては、制限をしていない状況であります。

現在、主任技術者の3,500万円以上の工事における、兼務件数については、法律にですね、建設業法に触れないよう県とも調整を図りながら、これは適正に対処してまいりたいと思っております。

今、建設業協会からは、この最大5件程度ということで、今、兼務を拡大するように要望をいただいております。国交省の場合は、この主任技術者、原則2件程度ということで、それも10km以内ぐらいの程度ということで規定されております。

結局、兼務を緩和するのはいいんですが、やはりその工事の責任者ですから、現場の、そこで工事で事故等起きてもいけませんので、やはりそうした無限大に青天井ということできませんが、そのへんにつきましては兼務するにしましても、現場代理人等、これ主任技術者もですが、負担軽減を考えてですね、今回町の災害だけでなく、このエリアには県の工事もあります。県事業も含めて、その県やですね建設業協会とも協議をしながら、その近傍箇所をまとめる、要はエリアでですね、受注していただいて工事をするなど、そうしたこともですねできるよう効率的な復旧工事が進められるよう発注を考えてまいりたいと考えております。今その具体的な件数については、今後協会や県とも調整しながら決めてまいりたいと思っております。以上です。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問を許します。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

いろいろ検討していただいているということでございますけども、要は心配しておるのは、こうしたいろんな縛りがある中で、受注したくてもできない、入札に参加したく

てもできない、規模も町内の建設業者さん、中小企業でございますし、そうした資格の方もそんなに多くはないと思いますので、そうしたことで入札に参加できないとか、受注できないとかいうことが少しでも減るような対応をお願いしたいというふうに思います。

これに近い、これに通じるような話ですけども、先ほど町長の答弁の中にありますが、今年度予算の中で一般的な道路改良とかの公共工事が、すでにかなり発注されているというふうに思います。

もし、未発注の工事がありましたら、補助金とか交付金とかが付いてて、それをやめるということはできるのかなということは思いますけども、そうしたところの関係機関のご理解もいただきながら、もし未発注の工事がありましたら、ぜひ先ほどと通じますけども災害復旧工事を優先するために、残りの未発注工事は執行しないとかいうふうなことも検討いただきたいと思います。

他にも、とにかく災害復旧を進めていただきたいということで、他にもできることがありましたらぜひお願いしたいと思いますけども、そういうことも含めて町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

つづいて、今年度未発注の工事があれば中止して、その災害復旧優先ということでご質問をいただきました。

今年度の公共工事につきましては、昨年度からの繰り越し工事も少なかったため、現年分の工事については順調に発注をしております。なかなか発注した工事を今取りやめということにはなりません、災害復旧を優先できるよう、事業によっては、今年の事業は現年繰越を考えたり、先延ばしとかそういったことは検討してまいりたいと思っております。

今回 9 月の入札、今月 9 月 28 日に予定されておりますが、その中の工事におきましても、少し調整できるものについては、今検討中でございます。

今回、9 月の発注の中に数多くの河川浄化工事を発注しております。これは、昨年度から 5 ヶ年で町内の普通河川の土砂撤去を行う事業でございます。これは防災減災の事業で過疎債と同じ 7 割の交付税バックがある有利な財源で実施いたしますが、この工事については、ほんとうは急ぐべきではないかもしれませんが、今回災害でかなりの土砂が出ておりまして、やはりそうしたところを優先にですね浄化工事は発注したいと思っております。これは災害を未然に防ぐということで、災害復旧もですが、一方ではそういった土砂の撤去も必要になりますので、それは行います。

それで来年度の道路改良事業、これにつきましては、事業の先延ばし、それから整備期間の延長ですね、スタートをずらすとか期間をちょっと繰り延べるとか、そうしたことも考えて、とにかく災害復旧を最優先に取り組んでまいる所存でございます。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） はい。

おはようございます。昨年から続くコロナ禍、わが飯南町では、1件の発生もなく、町民の皆さまのご努力に頭の下がる思いです。また、盆前から続くぐずついた天気、農繁期を迎えた農家では稲刈りができず困っておいでになっています。

新聞によれば、JAのコシヒカリ買取価格は昨年より1キロ当たり2,000円近く安いとか、心痛はいかばかりかと推察いたします。そのうえ7月12日の降雨出水による被害にあわれた皆さまには、心からお見舞いを申し上げます。

さて、今日は、この降雨出水について質問をさせていただきます。

まず、避難指示と対応状況及び被害の復旧について伺います。

7月から新町長の町づくりの一環として、総務課内にできた「防災危機管理室」動き出して一カ月もたたないうちに、この降雨出水・被害対応等大変ご苦様でした。併せて建設・産業振興課も毎日遅くまで現地調査・集計等こちらも大変お疲れ様でした。

先の自治区長会の回覧にあったとおり、住宅被害19戸、非住宅被害23戸、道路河川等の公共被害103件14億9千5百万円、農地・農業用施設被害358件17億4千4百万円、林地・林道等被害59件4億4千万円、被害は520件総額36億7千9百万円、これに農産物被害120箇所約4千万円があります。

それでもあれだけの被害状況であったのにもかかわらず、人的被害が1件もなかったことに、胸をなでおろした次第でした。

しかし「結果良ければすべてよし」ではありません。あつてはなりませんが、次にこのような状況になった時に同じ結果で終わるのか心配したところでした。

と言いますのも「警戒レベル5の緊急安全確保」の指示は何を根拠に発令されたのでしょうか。発令されたら安全に避難できるところが無い方は全員避難所へ避難です。安全な所へ「町民全員避難」は町民に周知されているのでしょうか。

もちろん今年5月の「災害対策基本法」の改正以降、若干の解釈に含みを持たせ、「警戒レベル4あるいは5」であっても連絡先の届け出をして、近くの安全な建物等または親戚・知人宅へ避難してもよしとしています。しかしこれらも飯南町では、どこまで町民

に周知されていたのでしょうか。

実際に当日の避難者は、13 避難所へ 222 人でした。親戚、知人宅その他の場所へ避難された方は、おいでにならなかったのでしょうか。

避難者の滞在は、いつまでであったのでしょうか。高齢者等避難解除は翌日の 4 時 30 分ですが、宿泊された方は、おいでになったのでしょうか。

非常食等準備施設は町内で 3 カ所、他にビスコ設置個所 1 カ所ありますが、今回非常食等運搬は、したのでしょうか。

町内にレベル 5 が発令されたのは 12 時 30 分ですから、降雨も少し弱くなっていた頃かと思いますし、14 時には雨は止んでいました。

人的被害はこの避難時でも起こりうるのですが、土砂崩れ等の危険をはらんでいたものの、周囲がよく見える小雨になった比較的安全な時間帯であったのも幸いでした。

この度は雨が一番強かったのは 10 時ですし、河川の大水は 11 時頃から 12 時頃です。起きた出来事は大変ですが、昼間の明るい時間帯での出来事で、事故もなく運がよかったのかもわかりません。

これら避難情報は自治体で発令できると思いますので、早め早めに手を打たれることが望ましいと考えます。

この度の降雨出水対応について町長に反省点、あるいは悪いことの反省ばかりではありません。いいこともあります。あれば伺います。また、防災訓練をしなかったわりには事故もなく、良かったのですが、大きな被害です。復旧は、いつになるのかあわせて伺います。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

4 番議員から 7 月 12 日の降雨出水における防災対策の反省と今後の対応についてご質問をいただきました。

まず、はじめに、警戒レベル 5 の「緊急安全確保」の発令の根拠につきましては、行政報告でも説明をいたしました。消防団や町が行ったパトロール、そして役場へ入ってきたいろんな情報ですね、民家の裏山の崩落であったり、家屋への浸水、土砂の流入による道路の寸断、こういった箇所がいくつも、矢継ぎ早にその情報が入ってまいりました。ほんとに緊迫する数々の報告でございました。こうしたことから安全な避難が出来ないと判断いたしました。そのために直ちに身の安全を確保していただくために警戒レベル 5 の「緊急安全確保」を発令いたしました。

更に振り替えらせていただきますと、飯南町で土砂災害警戒情報が発令されたのが、8 時 43 分です。これが基準値を上回るということで本町といたしましては、避難指示を発令、まずいたしました。

この時点では、雲南市さんの場合はですね、まだ基準値に達していない、もう2時間後ぐらいに基準値に達するという情報の情報でした。しかし、雲南市では10時35分にレベル5を発令されております。これはですね、たぶん、今私も知らべましたが、10時15分に記録的短時間大雨情報、これは雲南市で100ミリの観測されております。こうしたことに基づいて雲南市さんはレベル5の発令があったと思っております。10時15分にその短時間の大雨情報が発令されておりましたので、10時35分に雲南市さんはレベル5を発令された。

飯南町ではさっき言いました避難指示は、8時50分に出しておりますレベル4ですね。それからレベル5の12時30分まで時間が確かにあります。飯南町の場合は明確な気象情報は発令されておられません。その大雨の警報であつたり洪水警報がずっと継続されておりましたので、ただ現場の状況、いろんな状況勘案する中で、もう赤名川もオーバーフローして民家へ、それから衣掛などの公共施設、米倉庫とかに水も入ってまいりました。非常に危険な状態と判断したことから、そうしたレベル5を発令いたしました。

次に住民への周知につきまして、災害対策基本法、今年の5月に改正され、本年4月にですね、各戸へ「飯南町防災のしおり」を「ハザードマップ」と一緒に配布いたしました。

その「しおり」にはですね、ハザードマップで自宅での安全を確認していただいて、警戒レベル3の「高齢者等避難」やレベル4の「避難指示」を発令した場合は、自宅が危険な場所にある場合は、避難所または安全な場所にいる親戚等の家に避難と記載しております。そうしたことで、自宅よりも更に安全なところへの避難ということで書いております。

本来であれば、この内容を6月の防災訓練で、防災訓練、避難訓練において、周知する予定でございましたが、先ほども申し上げてあります、中止となっております。

住民の皆様へ十分な周知ができたかと問われておりますが、この訓練をやはり見送ったことから十分ではなかったと反省、感じております。今後は自治区長様とご相談しながらこの避難訓練については、もう秋になりましたが、実施してまいりたいと思っております。その中で周知に努めてまいります。

具体的に、あといくつかのご質問をいただいておりますが、親戚や、知人宅へ避難された方がどうだったかということですが、これについては実際にはおられたということで聞いております。ただ、その人数が何人であったかどうかは把握できておりません。

それから、避難所での滞在、宿泊については、12日の夜、当日ですが、11世帯24名、11世帯24名が当日の夜。それから翌日の13日の夜、この翌日もまだ2世帯11名の避難がありました。宿泊です。

それから非常食の運搬につきましては、備蓄している3つの施設、この赤名・来島・頓原の役場庁舎の建物ですが、そこから最寄りの避難所へ非常食や毛布などを運搬しております。

それから早めの避難情報ということでございまして、気象台から事前に警報が出る前には、あと何時間後に警報を出しますということで、事前に連絡が来るんですが、例えば夜間にですね、その大雨警報等が発令される可能性が高い場合には、早めの情報発信、それから避難ができる体制をとるようにしております。

例えば、今回 12 日の教訓を踏まえて 8 月 8 日の台風 9 号、それから 8 月 12 日の秋雨前線の大雨のとき、これは夜にですね、夜間に警報が発表される可能性が高かったことから、警報発表前の夕方に自主避難をしていただける体制、要はまだ警報は出てなかったんですが、町内 4 カ所の避難所を開設ということで、住民周知も行っております。

そして 13 日の朝は警報が発令されました。これは大雨も続いておりましたし、地盤も緩んでおりました。と思っております。警戒レベルの高齢者等避難情報を発令しております。これはですね、7 月 12 日のときは、高齢者等避難情報出すよりも時間がもうなかったんで「避難指示」でしたが、今回 8 月 13 日の場合は、警報と同時にこのレベル 3 を発令しております。本町の場合は、大雨警報が発令されたと同時に 4 カ所の避難所を実際に開設しております。その開設したことを住民の皆さまにもお伝えしておりますし、家庭での避難がご不安な方は避難してくださいという放送をしております。そういうことでこのレベル 3 をですね、発令いたしました。

この時も、幸いにも被害等はなく、避難された方は数世帯でございました。今後もですね、気象状況などを的確に把握し、よく自治体等で空振りとかいうことを言われますが、そういったことも恐れずにですね、迅速に躊躇なく避難指示等の避難情報については発令したいと考えております。

それから、この度の反省点ということでございましたが、いろいろございます。「高齢者等避難」、「避難指示」などの警戒レベルの周知徹底であったり、避難所の運営、道路の通行止めがありましたが、その把握ですね、とそれをリアルタイムに情報発信すること、そして消防団、消防団も待機いただいたり、それからパトロールもしていただきました。防災士の活用であったり、さまざまな課題もあったと認識しております。

今後は、そうした課題も解決するための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、災害復旧についてのことについて、先ほど 7 番議員とも少し重複する部分がございますが、災害は基本的に発生した年度も含めて 3 カ年での復旧工事でございます。今回、この 3 年については、建設業協会からは、この 3 カ年を 5 カ年にできないかという要望も出ております。それぐらいでないとなかなか工事がこなせないではないかということでございます。

通常、災害件数が少ない場合は、初年度に繰越も行って大半を、現年と翌年とでやっていきますが、今回の被害件数が多い場合は、これは県からの情報でございますが、過去の例に倣うと、初年度に約 6 割、それから翌年度に 3 割ということ聞いております。ただ、この通りになるかどうかは、これは過去の例はそういうことであったということで、これは補助金の話です。

先程、7番議員へも答弁いたしました。優先順位であったり、建設業者の皆さまが対応できる発注に努めていかなければなりません。またその一方では、住民生活に支障が出ないよう、早くにですね、その復旧工事も行っていく必要がございますので、そうしたこと、一方では工事は少し、初年度に全部ほんとは復旧できればいいんですが、そういうことがなかなかできない、住民の皆さまは早期の復旧を待ってられる。こうしたことを両方解決できるようにですね、うまく調整できればと思っております。

以上です。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問を許します。

○4番（内藤 眞一） はい。

お答えいただきましたように計画的に復旧は進めていただければと思っておるところです。

次に、指定避難所と備品整備について伺います。

この度は回覧資料によりますと、先ほど申し上げましたように222人の方が避難されました。何事もなく無事避難が終了したことは、この上ないことですが、これは早い発令だったのかもわかりませんし、先ほども言いました通りたまたま雨が小降りになった時だったからかも知れません。その上、道路も多少迂回場所はあったにしろ、避難場所へ移動できました。

しかし、もう一時間あのような70ミリから100ミリ程度の、あるいは50ミリ程度であつても降り続いていたら避難所へ向かう道路も、家の裏山も、河川沿いの浸水はと想像するとき、この程度で収まったことを「よかった」としか言いようがありません。

もしこれ以上の状態となり多くの避難者、仮に町民の半数の方が避難されたとしたら、設置されている避難所で約2,500人の受け入れが出来たでしょうか。

現在指定されている34避難所では収容は無理です。ましてや用意してある簡易ベッドは80個、間仕切りファミリーテントは40個、非常食は1,400食程度です。到底足りる量ではありません。ましてこれらの資材は町内の4施設に分散してある状況です。

6月定例会で質問したとき、町長は「臨機応変に運搬等しながら対応する。さらに資材は協定しているジュンテンドーからも供給していただくし、宿泊施設は衣掛等をお願いする。」等々のお答えをいただいていた。

食料は地元スーパー・コンビニなどで調達できるとのお考えもあつたと思います。

しかし道路が寸断されたらどうでしょう。資材・食料等いずれにしても運搬は無理です。加えてコロナ禍の中、避難所での配置・非常食の調達等は検討されていたのでしょうか。

6月定例会でも言いました。コロナ禍での補助金を避難所設備・資材等々の拡充にも活用されたいと。

今回の教訓から、避難所及び資材、非常食等、次回にはどのように対応されるのか先ほ

どのお答えと共に再度町長に伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

指定避難所の備品整備についてご質問いただきました。

議員からご質問がございました道路が寸断された場合の避難所での非常食等の調達につきまして、この度の豪雨におきまして、ほんとに主要道路が通行止めになりましたし、町道も何カ所か通行止めになりました。実際町外から入ってくる、54 号が止まりましたので町外からの物流が止まりました。ローソンさんにも確認いたしましたが、ローソンからの今回調達はできませんでした。町内の A コープさんは、3 店舗ございますし、在庫数もありますので、そこから今回は食料を調達させていただきました。そして建設業協会の皆さまのご努力下、これはほんとに迅速な対応をしていただきました。道路の土砂撤去、それから大型土嚢の設置とか、そうしたことをしていただきまして、町内 3 カ所からの物資の運搬、集会所などの避難所へ食料を運搬することができました。

議員からも、この雨があと 50 ミリ 70 ミリがあと 1 時間か 2 時間続いたら大変なことになっていただろうということでありました。私もつくづくそのことは感じております。お昼過ぎに雨が小康状態になりまして、ほんとに胸をなでおろしたんですが、雨が 3 時ぐらいまで続いていたらどれだけの被害が出たであろうかと、ほんとに思ったところでございます。

今回の雨は、ほんとに 50 年に一度と气象台からは直接台長からも電話がありました。今後ですね、激甚化する近年の気象を考えれば、今回以上の豪雨も想定する必要があると改めて感じたところでございます。

今後、集会所へご避難されるわけですが、避難所の運営に関わるこのことにつきましては、自治区長様、それから自治会長、組長様、そうした皆さまともご意見をいただきながら、集会所への避難所になる場合の非常食、それから設備及び資材等について検討してまいります。議員の方からはコロナ禍の補助金もあって、そうしたものをきちんと使って拡充しなさいということでございます。これについては当然購入した物もございしますが、また、数量等も不足しておりますので今後整備してまいりたいと考えております。以上です。

○4 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員の質問を許します。

○4 番（内藤 眞一） はい。

お答えいただきましたとおり、ひとつ早めにそういう対応をしていただければというふうに思うところです。

次に、この度の災害発生に伴う情報提供について伺います。まず今回の町民への情報

提供は、気象情報は気象台からの情報を防災無線で周知する。さらに状況に応じて避難情報を周知する等々なされており、さらには電話での情報周知・情報入手等々あったようです。特に一人暮らしの方や老人世帯等々には早くから避難要請もされていたようです。

要請数と避難者数の割合は聞いていませんが、親切な対応であると思います。しかし、電話回線がつながっている状況での対応です。電話・電気がつながっていない状況ではどうだったでしょうか。

町民の皆様には行政がもっている情報で役立つものは、もう少し丁寧に周知してあげるのも避難行動を早くする一助になるかと思うのですがいかがでしょうか。

たとえば中国電力来島ダムから入る情報「ダムから水が出る時」「ダムに入る水(流入量)が洪水量(110 m³/S)に達したとき」「入る水が最大になるまでの1時間ごとの流入量と放流量」「入る水が最大になったとき」「入る水が洪水量以下に下がったとき」「放流を停止したとき」等の情報が送られてきていますが、これらの情報は来島ダム下流の志々地域のみで、他の地域には知らされていません。これはそのように決まっているからではありますが、しかし、この中で洪水量に達したときから最大流入量までを町民に周知してあげれば、この度の赤名川衣掛付近での浸水被害に対して、少しでも早くに対応できたかと思うのです。

実際には12日9時には132トンで、12時に426トンになっています。浸水がいつから始まったのかはわかりませんが、気を付けて情報収集していれば参考になるかと思います。従って防災危機管理室に入ってくる情報で、町民の安全上必要と思われる情報は提供すべきかと思いますがいかがでしょうか。

さらに加えて言わせていただければ、一昨年でしたか一般質問の際、『河川に架かる橋の特に橋脚、ピア一部分ですね、そこに流入量に応じた目印を付けておけば』と言ったことがあります。町長の回答は検討するでした。

なぜ言ったかという、下島加田の湯前に架かる橋は、国道184号前にあり皆さんによく見える場所です。過去にこの橋に流木が蓄積し、加田の湯まで水が来たことがあるわけですから、橋脚に来島ダムの流入量が110トンになった時のラインが入れば、退避する目安になろうかと思います。

加田の湯という名称ではありませんが、下島多目的集会施設は加田の湯と併設されている施設です。指定避難所になっています。地元へは大雨の場合の避難所としては使用しないとの周知がなされているようですが、私は初めて知りました。この機会に皆さんに周知していただきたいと思います。と同時に三日市の橋、頓原川に架かる橋にも同様の措置が出来ればと思います。

さらに加えて情報提供してほしいものとして頓原の雨量です。島根県の設備情報は防災危機管理室では見る事が出来るわけですから、大雨・洪水警報等が発令されている時は参考に周知されてもいいかと思います。

ただ、あまり沢山の情報が流れても、町民の皆様にはじゃまになることもあろうかと思
います。テレビのコミュニティチャンネルでは役に立ちません。ひとつ最小限の情報で
最大限の効果が出るよう早急に検討をいただきたいと思います。

もう一つ付け加えさせていただきますと、6月定例会時に町長のお答えの中にありま
した防災士の活躍の件ですが、私が昨年でしたか一般質問の中で、この防災士の方に都
合がつく範囲内で協力をいただき報酬もしっかり支払う旨の話をした時、町長は防災士
の活動はボランティアであるので報酬を支払ってまで云々との回答でした。

確かに防災士は災害後の片づけ等ボランティアでしていただくことが基本です。しかし
防災に関してはプロです。その知識を活用させていただかない手はないと思います。き
ちんと防災士会で了解をいただければ、都合のつく範囲で協力をお願いさせていただく
こともできるかと思います。ただし、これはあくまで会ではなく個人との契約です。

前町長の回答は、教科書に書いてある通りの回答でしたから、担当課で作ったものか
と勝手に判断したのですが、物に書いてある通りになれば災害など起こりません。たと
え防災士の方でも危険なことは行う人が危ないと思ったら絶対にしてはいけないと思
いますし、勝手ではありますが、時として知識のある防災士の方の知恵をお借りするこ
ともお願いしておくべきかと思います。

あれこれ言いました。今回の降雨出水に直面して、今後どのようにして町民の安全を
守っていくのか、再度町長の考えを伺い、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、町民の皆さまへの情報提供ということでございます。

議員のおっしゃるとおり、气象台からの情報、これは告知放送にてお知らせしています。
この告知放送ですが、今、テレビの方でも事務組合の方から放送しておりますが、電池
の交換をですね、年に1回お願いしますということでしております。
これ停電時でもですね、電池が入っておれば告知放送のスピーカーから音声が流れてま
いりますので、改めて町民の皆さまに私からも年1回の電池の交換をですね、ここで
お願いさせていただきたいと思っております。

また、民生委員さんや社会福祉協議会様と協力して、一人暮らしの方には、電話によ
る安否確認、これは先ほども申したとおり行ってきました。

それから、町民が安全上必要と思われる情報については、提供すべきとのご意見でご
ざいます。私もそのとおりと思っております。議員からご提案いただきました来島ダム
に入る水の量であったり、出る量、この周知につきましても、流入量や流出量をお知ら
せするだけでは、今何トン入って何トン出たということですね、ただお知らせしても
なかなかそれはわかりにくいと思っております。どのような周知がよいのか、伝えるべ

き情報をですね、きちんと伝えるようにですね、提供できるようにしてまいりたいと思っております。

それから、以前、ご質問いただいた橋の橋脚のところに危険ラインのテープですね。そうした目印を付けては、ということでご提案をいただいております。検討すると回答していたことにつきましては、その後のことを、今回改めて調べましたが、これ手続きがですね、非常に複雑でございまして、そのこともわかったんですが、水位を周知する河川として、大臣又は知事がですね、指定という手続きからスタートして、そこへ来たら浸水区域がどのエリアまで浸水するかとかですね、それからそういうことをもって順をふんできて防災計画に定め、それからハザードマップにも入れてですね、住民へ周知していくということになります。まだ、これについては、進んでないのが事実でございますのでお断り申し上げたいと思っております。

赤名のですね、地内のこの神戸川につきましては、今河川の幅を広げる工事であったり、それから固定堰を可動堰にする根本的なですね、河川改修を進めております。今、県へですね、残った区間、今下流側と上流側やってきておりますが、衣掛から下流についてまだ残っておりますが、これについて、今回、固定堰がですね支障となって越流しましたので、そうした箇所をですね、できるだけ急いで、今工事してもらうように、県、県土事務所の所長、それから土木部長へも要望しておりますが、今の赤名川については、護岸、今回拡張幅もあそここのところはするんですが、固定堰を先にやるとですね、今の既設の護岸がもたないということも、流量が早くなる関係で、そのへんのことも今、調査をしておられまして今年度中に施行順位が決められるということでございます。早くても来年度の工事になると思いますが、なるべくそうした障害となるものを優先して先にやってもらうように、こちらからは今、お願いはしております。

下来島の多目的集会所の避難につきましては、先月の自治区長会においては洪水時について避難しないよう改めて、これ当該地区の住民の皆さまにですが、周知をさせていただいております。

それから、雨量のことで、いろんな情報の中で頓原の雨量ということで具体的にございました。これはですね、今、島根県のシステムから雨量を見ることができます。実際にはテレビでですね、文字放送の画面出していただくとＬ字が出てきますが、あれの項目が、町からの情報があって、真ん中ぐらいにですね、「安心安全」というところがあります。「安心安全」を選んでいただいて「雨量一覧」を押していただくと、今、琴引きと八神と赤来と頓原と、その４地区の雨量が、１時間ごとの雨量が出てまいります。そうした情報もですね、参考にいただければと思っております。

告知放送も、それは町の方から放送はするんですが、そうしたテレビとかですね、ケーブルテレビを活用してですね、また情報も入手していただければと思っております。併せて、その「安心安全」なところで「土砂災害危険度情報」もですね、地図に出てまいりますので例えば飯南町のエリアが赤く塗りつぶされたり、紫になったりそうした変

化が出てきますので、そうしたエリアにおいては今回もいつの災害だったか覚えておりませんが、谷地区の一部ではそうした警戒情報が出た時もありました。そうした情報もですね、参考にさせていただきたいと思っております。

それから防災士の活動についても、触れていただきました。

この役割につきましては、議員のおっしゃるとおり災害発生後の被災者支援等もございますし、他の役割といたしましては、平常時の防災意識の啓発、そして自助・共助活動の訓練等がございます。今回実際に、災害時に防災士の方に何かをしていただいたということはなかったわけですが、やはりそのところですね、非常に意識の高い方で研修も受けておられますし、当然そうした災害時でもですね活動できる内容があると思っております。そこにつきましては、今回の反省点として課題としておりますので検討してまいりたいと思っております。

そして、最後に、町民の安全を今後どうやって守っていくのかということでございます。ほんとにこれも繰り返しになりますが、この気象変動におきまして、想像を超える雨、それから予期せぬ地震であったり、異常気象にともなう災害の発生は、ほんとに今多様化、激甚化してきております。

また、自然災害以外にも、今回約1年半、もうそろそろ2年近くなりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大であったり、予期せぬ感染症などの災害も発生しております。こうした事態への対応、それから、この度の豪雨災害など、防災に対する心構えや住民意識も高まってきております。

私としましては、こうした多発する自然災害への対応として、危機管理体制が一層求められるということで、今回7月に「防災危機管理室」を設置いたしました。これは公約の中にあります、「安心安全なまちづくりの推進」これはもちろん自然災害の対応であったり、新型コロナウイルスの対応、そうしたいろんなこともあります。こうした専門の組織も部署も作ったわけでございます。職員一同一丸となってですね、このいかなる災害にも迅速に、的確に対応できるよう準備していくことが大事だと思っております。

それから避難情報についてですが、繰り返しになりますが、空振りを恐れずですね、早め早めの避難情報ということで、躊躇なくその避難指示等の避難情報を発令することも大事だと思っております。以上でございます。

○4番（内藤 真一） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時30分といたします。

午前10時18分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

5 番、高橋英次議員。

○5 番（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

おはようございます。5 番議員の高橋でございます。

まずもって、この度の 7 月の記録的大雨によります豪雨災害と、続きました台風 9 号により被害を受けられましたすべての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、対応にあたってくださいました職員のみなさん、そして各自治振興、また自治会の役員のみなさん、ほんとうにご協力ありがとうございました。また、職員の方には、体調管理を十分になさって、まだ済んでおりませんのでこれからも職務に励んでいただきたいと思います。

また、新型コロナワクチン接種にあたりましては、先般集団接種においては、全ての会場で終えたわけでありますが、これからも個人で接種される方もあろうかと思ひます。一応すべて 90% 近い数字で飯南町も県内でも有数な数字をあげられたのではないかと思っております。ご尽力されました医療関係者の皆さまと担当課の皆さまにはお礼を申し上げます。

そして、私事ではありますが、この度 7 月の飯南町議会議員一般選挙におきまして、無投票という結果ではございましたが、三度こうして、この議場においてこうして町長に相対しまして一般質問ができるということになりました。

議員としての責務を全うし、一生懸命がんばって参る所存でございます。

さて、長引く天候の不順による稲の生育状況、また、雨により適期の刈り取りが出来ないなど、農家の皆さんも大変悩んでおられることと思っております。

最近こういうふうな、豪雨災害、増加している新型コロナ感染者数、残る県内本土では飯南町のみということ伺いました。県の指示、また町長の方針に従って私ども町民も感染、未然に防止ということですががんばっている成果ではないかと思っており、またこの先も続けてみなさんで協力してまいりたいと思ひます。

また、こうしたいろいろな悪いニュースが続く中ではありましたが、7 月 23 日には東京オリンピック、8 月 24 日には東京パラリンピックが開会されました。

既にオリンピックはすべてを終えて、8 月 8 日にはオリンピックの閉会式が行われ、パラリンピックにおきましても先日 9 月 5 日に閉会式を終え、東京 2020・オリンピックとパラリンピックすべてが終了したところでございます。

この度の東京オリンピック・パラリンピックの開催につきましては賛否両論数多く、様々な立場からの意見がありましたのは、ご案内の通りでございます。

しかし、その賛否の論戦から一步離れてみますと、参加されたすべての選手の皆さん、そして選手をサポートされた皆さんが協力して、全力で戦い抜いた競技の一つひとつ、

それから私たちに与えていただき、私達が共に受け止めた心揺さぶる、鳥肌が立つような感動と涙は、多くの皆さんの心に深く染みわたり、強く共感を得たのではないのでしょうか。

歓喜の涙、そして悔し涙、力強い雄叫び、達成感にあふれた満面の笑み、試合を終え競い合った者同士が共に称え合う姿、これら両大会において繰り広げられましたすべてのものから、今現在コロナ禍の中で生活しなければならない私達に対しまして、今為すべきこと、進むべき道にヒントを与えてくれたと感じるのは私だけではないかと思います。

前段が長くなりました。只今より、一般質問の内容に入りたいと思います。

本日の質問でございますが、先ほど来より申し上げております豪雨によって起こりました災害の復旧について、そしてもう一つ、他の内容の質問を用意しておりますので、それぞれ町長に対応を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これからから行います最初の質問でございますが、先ほど同僚議員が同じ内容について伺っており重複するところもございますが、事程左様に、皆さんこの度の豪雨災害につきましては早期復旧を望んでいるという、そのことをご理解いただきまして、このまま重複はいたしますが、質問を続けさせていただきたいと思います。

この度の災害は規模も大きく、被災箇所もたくさんあります。したがってまして工事現場も大小合わせ相当数のものに及ぶと想像されます。

しかしながら、これまでも建設業界では、建設工事に従事される従業員の方が少ない、募集をかけてもなかなか手が居ないと、大変厳しい現状を既に聞き及んでいるところでございます。作業される方、下請け業者の確保など、各事業所にそれぞれ努力もお願いをしなくてはならないと思うところでございますが、がんばってこれから各事業所にもいろいろな対応策を練っていただきたいと思います。

またその作業される方が少ないということ必然的に、現場代理人の方や、主任技術者の数も少なく、工事現場においては、現場代理人が常駐しなければならない、工事1件の請負金額などによる制約などもありまして、この急を要する今回の災害復旧におきましても、各事業所の工事の請負件数、そうしたところにも影響が及び、復旧の進捗に遅れが及ばないかと心配もするところでございます。

早期復旧のためにも、現場代理人の受け持つ工事現場の兼務の件数の制限緩和、これをぜひ行うべきではないでしょうか。また、そうして制限緩和を行った場合、町としては何件が大体概ね適当と判断されるのか、まずこの点を伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

5番議員より、災害復旧工事に支障と思われる問題についてのご質問でございます。

まず、先ほど7番議員にも（聞き取り不能）ことでございます。町内業者における現場

代理人や主任技術者が限られている中、常駐問題や請負額での制約があるとのことでございます。このことにつきまして、先ほど答弁いたしました但、現場代理人については、現行でも兼務の制限はしておりません。これは、飯南町の契約約款でそのように定められております。ただ、主任技術者につきましては、これも繰り返になります。建設業法で規定されております 3,500 万円未満の工事については、制限をしておりますが、以上の工事については一応専任ということでございます。

今回、兼務について何件が妥当かとの質問でございます。これ現場代理人等の負担軽減のため、県事業、飯南町内で町の災害復旧工事もありますし、県の道路、それから河川の工事もあります。そうした事業も含めまして、県や建設業協会とも協議をしながら妥当な件数を検討し、これはまだ具体的に何件ということは決めておりません。この間も建設業協会の会長様の方から電話もいただいておりまして、今後具体的な協議の場をお願いしたいということで申し入れもあっております、この議会中になるのかちょっと議会が終わってからになるのかわかりませんが、そうした話し合いの中で妥当なところを決めてまいりたいと思っております。繰り返になりますが、協会からはその 3,500 万円以上の工事についての 5 件程度と、最大 5 件ということで、今要望はいただいております。これも繰り返になりますが、その発注方法については、その近傍箇所をまとめるということで、効率的な発注に努めてまいりますし、それからこれまで災害復旧の発注方法は 1 件 1 件しておりました。その箇所がですね、近い分については、その 1 カ所の工事の中で工区を分けて発注をしておりますが、それは第何災、今年でいうと令和 3 年災第何号という形で、その災害復旧工事を 1 件 1 件発注しておりましたが、そういった工事をまとめてですね隣接する、たとえば 3 件とか 4 件とか、そういうまとめて発注する方法もあるということで、そのことについても、今回はですね工夫しながら発注方法についても検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○5 番（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質問を許します。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

これからいろいろ協議されて進めるということですが、安全を確保しながら業者の方ともいろんな面から話をさせていただきまして安全な作業が進むようにと願っております。

続いて次の質問を行います。

災害復旧に限りませんが、土木工事等を行いますと、まず発生してくるのが残土であります。これは正式には建設発生土と呼ばれるそうではありますが、普段一般私たち残土と呼んでおりますので、今回も残土と、総称で申し上げさせていただきますが、その残土は基本的には現場内で再利用を行い、なおかつ再利用できないもの、余剰部分につきましては残土処理場で処分をするということでもあります。

ここで心配されるのが、この度、災害におきまして、町内各事業所、お仕事をされるわ

けでございますが、その事業所における残土処理場の処理能力について少し問題があるのではないかと、問題というより、限度があるのではないかとということでございます。

各事業所、それぞれ残土処理場を所有されまして、再利用の他余った余剰部分につきましては適正に残土場で処理をされているということでございますが、今回の災害復旧において発生する建設発生土は、数万、数十万 m^3 とも予測されるところでございますが、大部分は災害現場の土砂と残土ということは再利用はなかなか難しい、水分含量またその土質によってもなかなか再利用は難しいと予想されるということでございます。

必然的に各事業所の残土処理場で処分していただくということになるわけでありましたが、今、ただ今民間各事業所の残土処理場における処理では、先ほど申し上げましたが限界ではないかと推測されるわけでありましたが、町の方で把握されておるのか、まずこの点をお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、「各事業所の所有する残土処理場における処理能力は限界ではないか」ということでご質問いただきました。

このことにつきましては、兼がね、建設業協会からもその声を聴いておりまして、各事業所に置かれても限界になりつつあると、これ認識しております。

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問を許します。

○5番（高橋 英次） 5番。

認識されているということでございますね。業者の方からも残土処理場ではもう限界だと、私も伺っております。何とかできないだろうかというご相談も受けておりました。

しかし、かといって、新たな残土処理場の設置につきましてはいろいろな制約、また場所の問題、そして周辺住民の理解を伴うなど、直ちに新規設置を求めるのは困難であると思われます。

この度の災害復旧は、飯南町が一体となって円滑に果たしていかなければならず、町として建設業界との意思の疎通を図り、残土処理場の現状等をしっかりと把握し、なおかつ県の方にも強く協力を働きかけ、すべての関係者の理解と協力のもと、滞なく災害復旧を進めていくためにも、新たな共同処理場の設置に向け、努力を行っていかねばならないと私は思っておりますが、町としての判断はいかがなものか町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、この町としての共同残土処理場の設置をというご質問でございます。
少し、残土処理についてこれまでの経過と現状を少し話させていただきます。最初に。
残土処理につきましては、以前は、長谷地内、今飯南木質バイオマスセンターを整備しておりますが、これにつきましては公共事業で埋め立てが必要な箇所ということで、この良質土をですね、選定して搬入して対応しておりました。
現在、町として共同で利用できる残土処理場はありません。最近では下来島地内の広域農道の沿線の仮置場、以前セシウムの堆肥をおいておったところですが、あそこへ公共工事の残土を搬入しておりますが、その場所についても地形的に狭隘な場所ということで、十分な残土を受け入れる余裕がない状況にあります。

この度の災害応急で、いろんな残土が発生しておりますが、この残土につきましては、以前下来島地内の最終処分場として利用をしていた場所がありますが、広域農道からちょっと入ったところですが、184 沿いですが、を仮置き場として、応急的に対応をいたしました。そこへ持って行っております。

また、国土交通省の、これ出雲河川事務所の方からも、志津見ダムの周辺の国交省の用地 2 箇所、具体的に図面もいただきまして、ここへ置いてもいいよということで、これ 9,000 m³程度でございます。について、仮置き場として使ってもらってもいいということ申し入れていただいております。

それから、これはですね、先般県の方で確認させていただいたんですが、雲南市の掛合の松笠なんですが、これは民間事業者さんによります残土処理場の整備が、災害を見据えての残土処理場でございますが、大規模な残土処理場が整備されるということでございます。これももちろん有料ですが、飯南町からの受け入れも可能と聞いております。

こうした活用も含めて、県と残土処理調整会議というのがございまして、そこでも県や建設業協会の皆さまと連携しながら、早急に利用できる残土処理場の確保をですね検討してまいりたいと思っております。

一番最初に議員の方から、災害復旧工事の残土処理、付近処理がいちばん望ましいとおっしゃいました。このことがやはり原則だと思っております、遠方にですね残土を運ぶというのは運搬距離もですし、先ほど町外の処理場であります。有料でございます。そうした中で、例えば近接する場所の田んぼへですね、表土を剥いで例えば嵩上げさせていただく、そういう工事がですね、残土の運搬とその付近処理、田んぼを表土を剥いでまた田んぼに直すんですが、比較してそれが安価であったらそれもそれでいいということで、それは県の方でも確認をいただいておりますので、そういうことも有効に考えながらですね、なるべくその経済的な方法、それから負担にならない方法をですね考えてまいりたいと思っております。以上です。

○5 番（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質問を許します。

○5番（高橋 英次） 5番。

先ほど答弁をいただきましたが、ダムにしろ、松笠における民間処理場にしろ距離が、先ほど言われましたが距離も長く、1㎡当たりの残土処理の単価も随分低いと聞いております。また、処分に際しまして有料でありますれば、発生するその料金、その問題もありますし、ガソリンが高騰しており、またその燃料代、そういうことも鑑みますのでいろいろ業者の方、町と、またいろいろ詳しくその点を私が先ほど申しましたように理解を深めていただきまして協議をしていただきたいというところがございます。お互いに歩み寄るところは歩み寄って、いろんな知恵を出しながらがんばってこの復旧にあたっていたきたいわけですが、先ほど町長が申されました田んぼの嵩上げですね。これはある方とも話をしてそういう方法もあるなど、先日もちょっと具体的な話をしたわけですが、何カ所かそういう地形的なところもありますし、そういうところも各自治会なり、農業に携わっておられる方と意見交換をされて、そういう情報を集められて、うちは大丈夫です。入れてくださいと、嵩上げしてくださいというところがあればやっていただきたいと思います。農地の有効利用にもなりますので、便利もよくなりますのでそういうことにも力を込めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

災害復旧に関しましては、以上で質問を終わりますが、次は趣を変えまして防犯カメラの設置についてお伺いをいたしたいと思います。

先日、一般質問の通告書を9月7日に事務局の方に提出した際、提出したその日ですよ、9月7日の山陰中央新報に、時を同じくしまして「防犯カメラを贈る」と題した記事が掲載されておりました。我が意を得たり、とここで記事の内容を若干ではありますが、かいつまんで説明したいと思います。新聞の記事には、「JA共済連島根が6日、犯罪の未然防止につなげてもらおうと島根県防犯連合会に防犯カメラ120台を寄贈した。地域の要望を聞き2021年度中に県内各地に設置される予定だ」という内容のものであります。また、「県警生活安全企画課によると、県警が把握する自治会などが設置、管理している防犯カメラは今回の120台を合わせ、年度末で1193台になる。」とそういう記事もあわせてその中にのっておりました。

こうした記事から推測いたしましても、県内各地での防犯カメラの必要性の高まりと、それに伴います設置が進んでいると理解したわけでございます。本町におきましても、通学路が整備、連坦地内整備、頓原、赤来、八神ですか、整備されました。茶色く塗ってあるゾーンですね。そういう安全の施策がとってあるわけですが、そうした通学路における児童生徒の見守りと安全確保、また今後設置を進めようとしております公園内、公園内での子どもの見守り、そして今回、町長、初日の行政報告にもございましたが、赤名連坦地内で実施されます自動運転サービスの本格導入においても利用できるのではないかと、安全の確認とか、いろんな方面、交通量、日々の確認にもなります。そういうことにも利用できるのではないかと。

そして何より、地域の防犯に貢献するのではないかと思います、ここで防犯カメラの設置を飯南町に對しまして提案をしたいと思いますが、防犯カメラの効果におきましては、テレビや新聞報道におきましても、防犯カメラの映像から犯人が特定され、逮捕に至ったというニュースも最近では特に多く目にし、耳にもするところでございます。

実際に以前、赤名連担地におきましても民間の会社が設置している防犯カメラによりまして、窃盗未然事件というの、未遂に終わったわけですが、そういう事件もございますし、また警察への情報提供によりまして、他県で犯人が捕まるということも伺っております。その効果は十分に発揮しているという事例ではないかと思います。

またこうした安全対策、施策は、町長の公約の中にもあります「安心安全なまちづくり」に直結してつながるものではないかと思いますが町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、防犯カメラの設置について、ご質問をいただきました。

私の 5 つの公約の中のひとつであります、「安心・安全なまちづくり」この防犯カメラの設置が、防犯対策につながるのではないかということでご提案でございます。

防犯カメラの有効性につきましては、もちろん認識しておりますし、都会等でも非常に台数も増えてきております。

本町はですね、とても、こうして議員もここにお住まいで感じておられると思いますが、とても静かな犯罪の少ない町でございます。ただ、今さっきもありました、窃盗のこともありましたが、とはいえ外部からですね、そうした方が来られて犯罪も犯しておられる事実もあります。少なからずともそうした犯罪であったり、不審者ですね。ここ近年は通学路への不審者の情報とかございませんが、以前もそうしたこともありました。

現在、町といたしましては、14 台の、これは町が管理する 14 台の防犯カメラを設置しております。このカメラはすべて寄贈いただいたものでございまして、役場の総務課で一括管理しております。

特に小・中学校の通学路であったり、人の出入りが多い場所、逆に人通りがない場所ですね、そうした場所へ設置、それで防犯に役立てているところがございます。

実際に、警察の方から、その防犯カメラのデータをですね、録画画像ですが、閲覧申請これも年にだいたい 7 ～ 8 件ぐらいはですねあります。

この防犯カメラでございますが、先ほど議員からもございました、年に飯南町へは 2 ～ 3 台ということで、島根県の防犯連合会、これは J A 共済連でございますが、や、初期の防犯カメラは飯南町建設業協会からも寄贈をいただいております。先ほどの J A 共済連の方からは今年は 3 台を予定しているところがございます。そのうちの 1 台は、具体的な場所は防犯上申し上げられませんが、申し上げられませんかと言いながら言うんで

すが、赤名小学校の通学路にあります、連坦地内への設置ということで考えております。

この防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止効果もありますし、都会地ではご承知のとおり多くの今防犯カメラが設置されております。防犯に威力を発揮するものと考えており、引き続き、安心・安全なまちづくりにこうしたものも活用しながら努めてまいります。

それで、議員からは、この 14 台聞かれてどうお感じになったかわかりませんが、今後の設置につきましては、設置費用のことであつたり、管理費、当然更新していかなければなりません。今 14 台設置しておるのも初期の分はですね、今回更新を考えておりまして、やはりまとめた増設というのは難しくてですね、毎年寄贈があつております。こうした寄贈分の設置に頼る形にはなりますが、そうした形で少しずつ増設してまいりたいと思っております。

これ以外にですね、当然国土交通省であつたり、警察が管理されておる防犯カメラも町内には数カ所設置しておりますので、そういう状況でございます。

○5 番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

新人の戸谷ひとみです。通告に従い、質問をしますが、その前に、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、山口県玖珂郡本郷村という中山間地域にある村で生まれました。面積は飯南町の 6 分の 1。2006 年に吸収合併して岩国市になりました。

私が中学生だった 29 年前の人口は、約 1500 人。今は約 700 人です。村に一つあった中学校の同級生は 13 人。今は誰も地元に住んでいません。帰省しても、同級生に会えることは、ほとんどありません。「久しぶり。元気だった。」と話をする相手がいない。「お互い、年取ったね。」と笑い合える同級生がいないことが、どんなにさみしいことか。きっと、想像していただけたと思います。

私には、小中学生の 3 人の子どもがいます。中学生の長女のクラスは 19 人。小学生の次女と三女のクラスは、11 人です。子どもたちが大人になった時、はたして何人の同級生が飯南町で暮らしているのか。大好きな故郷を思った時、今の私のようにさみしい気持

ちになって欲しくない。だから、子どもたちが戻ってきたい、住み続けたいと思える町にしたいと強く思っております。

8月から議員活動がスタートし、戸惑うことも多々ありますが、一つ一つ勉強し、住民の皆様が一番近い議員として努力してまいります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。子ども広場と「こども未来推進室」について質問します。6月議会におきまして、町長は、子ども広場、児童遊園の整備を早急に検討し進めたい、とお話されました。いわゆる、公園の整備という事だと思います。公園とは、公衆が憩い、または遊びを楽しむために公開された場所でもあるので、私は、子育て世代だけではなく、どなたでも、ひなたぼっこをしたり、景色を眺めて四季の移り変わりを感じたり、子どもたちが遊ぶ様子を眺めたり、おしゃべりを楽しめる。つまり、あらゆる年代の方が利用できる場所であって欲しいと願いますが、町長はどのように思われますか。お考えをお伺いします。

あわせて、子育て世代のニーズをしっかりと把握して進めるという事ですが、ニーズを把握する方法は、どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

次に、今年の7月に住民課の中に設置された「こども未来推進室」についてお伺いします。ここでは、出会いの創出や子育て世代が安心して産み育てられる環境づくりと幼児教育を強く推進するという事で、今後の展開に大変注目しております。私は、子育て世代の声を届ける役目をしっかり果たし、全国の子育て世代に選んでもらえる町になるように、協力していきたいと考えております。

さて、こども未来推進室への期待は膨らみますが、すぐに取り組める事として、子育て世代に向けた情報の一元管理を提案します。

子どもや子育て世代に関する行政窓口が分かれているため、住民の皆さんがどの窓口にも相談をしたらよいのか迷われている現状があります。また、情報を探そうとしても、役場のホームページのどこを見たらよいのか、わかりにくいという声も聞きます。そこで、住民課・教育委員会・保健福祉課・福祉事務所などが作成する、子どもや子育て世代に向けた文書や情報は、全て、こども未来推進室に集まり、ホームページの中の『こども未来推進室』を見れば、迷うことなく情報の確認ができるような仕組みが必要だと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

10 番議員から子どもの広場、そして児童遊園について、ご質問をいただきました。それともう一つは、「こども未来推進室」のことです。2 点についての質問でございます。

最初に児童遊園についてでございます。これまで本町におきましては、子どもたちの遊び場となるような公園がなくですね、保育所の園庭を開放してご利用いただく案内をしておりました。町内に4つの保育所がありますが、土日・お休みの日は、その園庭を開放して、これは保護者が同伴ということでの制約はありますが、開放しております。ただ、その子育て世代の皆さんへ周知が十分でなく、また、一部の方からは、「保育所の園庭はなかなか利用しにくい。」というご意見もいただいたところでございます。

子どもたちは、歩く、そして走る、跳ぶなどの運動を通して身体の基本的な機能が発達していきます。特に、小さなお子さんについては、休日でも自由に遊んだり、運動したりできる場所が健康な心と体の育成につながり、今コロナ禍にありますが、町外とかなかなか出にくい中ではありますが、子育て世代が集う場所の創出につながるものと考えております。

議員からはですね、「あらゆる年代の方が利用できる公園」ということで、町長の考えはどうかということでございました。私は、子育て世代を支援する公園の整備ということを中心に考えております。これは、小さなお子さん。保育所の子よりもさらに小さい、どっちかというところ3歳未満の子どもさんでも気軽に遊べる遊具があったり、そして保護者の方が気軽に集まって会話ができたり、そこにはベンチがあったり、加えて言うなら、あずまや的なものもあれば日陰も作れますので、そうした意味では、おじいさん、おばあさんも一緒に来れるのかなと思います。

飯南町の豊かな自然環境も感じながら、外で元気いっぱい遊べる環境づくりを行い、その遊んでいる子どもたちの声が響き渡る、私が『子どもの声が聞こえるまちづくり』、少子化対策なんですけど、ただ皆さんに伝えるためには、その地域・地域に子どもの声が聞こえる、そうした活力のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今のは屋外の話ですが、施設で言えば、来島交流センターとかですね、子どもさんのおもちゃ等もですね、図書館の中にもありますし、玄関の入って右側のところにも設置しておりますが、そうした室内用のですね遊び道具も必要に応じて整備していきたいと考えております。

この公園整備にあたって、子育て世代のニーズの把握ということでございます。これについては、今、私もスタートした年でございますが、できる限り皆さんから生の声で、いろいろな意見をお聞きしたいと考えております。9月には、町政座談会を今年は開催するというので、日程のほうもお示しさせていただいております。それから今後ですね、具体的には子育て世代の方を対象にアンケート調査も行いますし、意見交換の場も今設定するように担当課のほうで準備しております。どのようなニーズがあるのか、しっかりと把握した上で、皆さんのご意見も伺ってですね、できる限りそうしたニーズに応えられるよう整備に努めてまいりたいと思っております。

それから2点目の「こども未来推進室」についてのご意見でございます。この「こども未来推進室」につきましては、7月の機構改革で設置しました。これは、行政報告で

も申し上げたとおり、議員からも紹介していただきましたが、「子どもの声が聞こえるまちづくり」の実現に向けて、子育て世代に対する様々な支援を強力に推進する部署として設置したところでございます。

その情報の一元化ということであります。「なかなか、いろいろ見るけどわかりにくい。」ということでございましたが、これまでも全くそういったことをやってきてないわけではございませんで、私、今ここに持ってきておりますが、本町ではこの。これですね「飯南町子育て・定住支援パンフレット 飯南町で暮らそう」こうした、これにはですね、中をはぐってみると、こんな感じで子育て世代のいろんな制度とか、そういった紹介もされております。それからこれは「飯南町暮らしの便利帳」。これは特に本町に転入された方にお配りしておりますが、ここでもいろんな子育てに関するところもありまして、情報をまとめております。こうした情報ですが、この冊子にしても、さっきのパンフレットにしても、ちょっと毎年更新はしておりませんので情報も古くなっております。例えば、ここ最近では保育所の無償化も行っておりますし、それが今回行います高校生までの医療の無償化であったり、いろんなことも進んできておりますが、そうした情報です、ホームページなどの情報を使って町外に広く発信するということが少し不足しておりますので、今回、私も町長の就任にあたりまして、特に子育て世代の定住を進めていくためには、情報発信、非常に大事だと思っております。今まちづくり推進課に情報発信を強力にすることで、今回予算のほうでもホームページの更新について、今予算化しておりますが、本年度内に更新しますが、これは全くリニューアルしてまいります。

誰でも見やすく、欲しい情報が探せるようなホームページの内容にしていきたいと思います。それから、ただ更新するだけじゃあ、画面を変えるだけじゃなくて、その日々の更新が大事でして、そのことは職員の意識づけが大事でして、職員のスキルアップも考え、今後は研修等も行いながら情報発信の、発信力の強化に努めてまいりたいと思っております。

それから住民課、その「こども未来推進室」のほうで全てそういった情報をですね、できる限り集約し、発信ということでございましたが、このことについては積極的にそうした情報については、まとめて発信するよう、取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

次の質問に移ります。

放課後等デイサービスと、みんなの「たまり場」についてお伺いします。放課後等デイサービスとは、障がいのある児童、小・中・高校生が、放課後や長期休暇中に通う事ができる施設であり、障がいのある子どもたちの放課後の居場所を作ることで、お勤めをされているご家庭などのサポートに寄与することから、障がい児の学童と言われるこ

とがあります。また、一般的な学童に馴染むのが難しい場合など、居場所に悩まれている方への居場所の提供もするのが、放課後等デイサービスです。国の基本方針では、令和2年度末までに「放課後等デイサービス」を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上に設置することとしていますが、全国的にも設置が困難であり、本町でも、「飯南町障がい者福祉計画」の中で、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保目標がゼロか所となっております。

放課後等デイサービスを設置して欲しいという保護者からの声もありますので、このような目標となっている事を、とても残念に思っています。

また、本町において、増加傾向にある 特別支援学級の児童などが、放課後こども教室で受け入れてもらえないケースも過去にはあったと聞いております。これは、限られた人数のスタッフの中で、児童の安全面へ十分に配慮することが難しかったためと思いますが、こうした児童の受け入れ先としても、放課後等デイサービスの果たす役割は大きいと感じております。放課後等デイサービス事業所の確保目標をゼロとした理由を詳しくお伺いします。

次に、第2次飯南町総合振興計画後期基本計画に書いてある、「みんなの『たまり場』の整備」についてお伺いします。基本施策 1-1 住民主体のまちづくりの推進、主な取り組みに上げてある「みんなの『たまり場』の整備」では、『若者や女性など地域住民が気軽に集まれる場、語れる場、活動の場を整備し、仲間づくりを通じて想いを形にできる「たまり場」づくりに取組みます。』と書いてあります。

気軽にフラッと行ける場所、予約をしなくても行ける場所、目的がなくても、ぼーっと過ごしたり、お茶をしたり、おしゃべりする場所。「通勤前の時間や仕事が終わってからでも利用できるカフェのような場所が欲しい。」という若者の声も聞いています。ですので、「たまり場」づくりが若者のニーズに応える取り組みの一つになると期待しています。たまり場づくりの具体的な内容や進捗状況についてお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続けて2点の質問をいただきました。

最初に、放課後等デイサービスについての質問でありました。この放課後デイサービスにつきまして、議員のほうから紹介がありましたので、私のほうからは加えませんが、この、今年ですね、3月に策定しておりますが、「飯南町障がい福祉計画」これは第6期となりますが、飯南町障がい福祉計画、令和3年から令和5年までの3か年。それから第2期の「飯南町障がい児福祉計画」これも同じですが、これについて国から計画策定に係る基本方針が示され、その具体的目標を記載することとなっております、その中で。この障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標値については、「主に重症心身障がい

児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保を、単独設置が困難な場合は圏域設置でも可能」とされておりました。ということでございまして、飯南町におきましては、雲南圏域での 1 箇所設置となっております。これは、雲南市・奥出雲町・飯南町の一市二町で運営に関わる「社会福祉法人雲南広域福祉会」において、「児童発達支援事業所さくら教室」を設置しております。これ、加茂にございます雲南圏域の障がいのある児童と共に飯南町からは、5 人の児童生徒が利用されております。ただ、この利用につきましては、長期の休暇だけでございまして、多い方でも月 5 日ぐらいの利用となっております。

この「さくら教室」が雲南市の加茂町に設置されておりますので、飯南町の利用児童の保護者の方には通所に当たっては、ご不便をおかけしていると、これは課題として認識しておりますが、ただ、この放課後等デイサービス事業所を運営するには、利用する児童定員が 10 名ほどは必要とされております。それから、その職員におきましても、児童発達支援管理責任者であったり、それから指導員等高度な専門的知識を求められる職員が必要となります。そうしたことで、町内の事業所で単独で設置することが困難な状況であります。したがって、本町の障がい福祉計画においては、その目標値をゼロということであります。

続きまして、今、第 2 次総合振興計画後期基本計画にあります「みんなの『たまり場』の設置」についての具体的な内容や進捗状況についてのご質問でございます。

この「みんなの『たまり場』」ということですが、具体的な内容として今、その総合振興計画後期計画では、住民主体のまちづくりの推進を基本施策の一つとして、「住民の主体的なまちづくり及び地域活動の支援」や「まちづくりの仕組みづくりの担い手育成」を掲げておりまして、その中で若者や女性が気軽に集まり仲間づくりの機会の場、機会を設け、話し合いや活動のため自由に使える空間を整備、ということではしております。そこでですね、そうした女性・若者が集まることによって、いろんな将来に向けてのまちづくりのいろんなアイデアが出てきたり、何か新しいものが生まれるということで、期待もしておりました。

これは、策定時において若い方からそういった「ふらっと集まれる場があればいいね。」ということで、そういうことにしております。

今、この総合振興計画の後期基本計画。前期計画が。今のは令和 2 年度から令和 6 年度までの計画ですが、それ以前の 27 年から元年度までの前期計画があるんですが、そこでちょっと助成金の制度を創設しておりますが、これは飯南町若者と女性の活躍応援事業補助金、これ 30 万上限の補助事業でございます。議員の所属されるグループも使用されていると承知しておりますが、この平成 28 年度からそうした事業を使われて、11 団体が事業を活用して、イベント実施であったり交流事業の開催など、住民主体のまちづくりや「交流の場」を広げる活動に取り組んでおられます。

今後こうした事業がありますし、予算のほうも確保しております。住民自らが企画・

実践してもらい、住民同士のつながりができることにより、この「たまり場」づくりの一環なればと思っております。それから令和2年度。昨年度ですが、協働のまちづくり事業といった別の事業がありますが、その子育てサロンと協働して要望を集約しまして、子供連れで気軽に出かけられる場所ということで、子供のおもちゃの設置、これを数箇所にしております。今ある施設を活用し、キッズスペースを開設、それから施設の開放としては、来島交流センターの和室の開放であったり、やまなみのほうでも今2階がですね、大広間が子どもさんのレンタルスペースということで、ちょっとしたおもちゃが置いてあって集まれる、子育て世代が集まりやすいそうした空間も整備しております。これも一つの「たまり場」であると思っておりますが、子育て世代の「たまり場」となって、仲間づくりにつながっていると考えております。

こうして、子育て世代が集まる場は少しずつ増えてきておりますが、やはり今後はですね、そもそも若者の方が気軽に集まれるスペースということで考えておりましたので、そうしたところも進めていければと思っております。以上でございます。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問を許します。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

最後の質問に移ります。

放課後こども教室の求人募集について、お伺いします。

本町では、文部科学省の「放課後こども教室」という制度を使って、放課後児童の安心な活動拠点、居場所を設けております。共働きや核家族のご家庭も増え、放課後こども教室の利用時間の延長や子どもたちの過ごし方について、保護者からの要望も増えていくと聞いております。飯南町を担っていく子どもたちが誰と、どこで、どのように過ごすのか、について、私もとても関心を持っています。「放課後こども教室」を支えて下さっているスタッフの皆様のおかげで、子どもたちの安全な居場所づくりができていく事に、大変感謝しております。ただ、今のサービスを提供するためのスタッフの確保に苦勞されているとのこと、今後も運営を継続できるのか、大変心配しています。広報や飯南町のホームページで求人を出していらっしゃると思いますが、応募状況を教えてください。また、なかなかスタッフの確保ができない原因と、それに対して、どのような対策を考えているかを教育長にお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

放課後こども教室の求人募集について、ご質問をいただきました。

はじめに求人と応募状況についてお答えいたします。平成30年度から令和元年度にかけて、主に赤来地域のこども教室のスタッフが退職したことに伴いまして、スタッフ募集

を行っております。この時には、4名の応募があり、このうち2名は現在も勤務をしておられます。しかしながら、2名は転職をしておられますので、令和2年度以降も引き続き、スタッフの募集を継続いたしました。なお、現在も「放課後子ども教室」のあずかり時間の延長など、利用者のニーズに対応するために引き続き募集をかけております。この求人には、これまで3名の方が職場体験を希望されました。しかし残念ながら、その3名の方は、いずれも体験後に辞退をされています。そうしたことで、現在もなお、利用者のニーズに対応できる十分なスタッフの確保は、出来ていない状況でございます。

次に、なかなかスタッフを確保できない原因についてです。先ほども述べましたが、求人に対して3名の方が、「放課後子ども教室」の体験をされましたけれども、「実際に体験してみると、想像以上に子どもたちの動きについていくことが大変である。」そういった理由などで辞退をされているという状況でございます。また、人材確保支援センター、これは、まちづくり推進課内に設置してありますけれども、この人材確保支援センターへの相談状況を聞きますと、夕方からの変則勤務に対応することが難しい。そういったことから、他の職場の求人にも人材が流れてしまう傾向があるようです。これが、人材確保が難しい一つの原因となっています。また、スタッフの確保に向けた対策について、ということでございます。

教育委員会としまして、人材確保支援センターと常に連携をして、「放課後子ども教室」で勤務していただける人材がいらないか探しているところですが、なかなか応募者がなく、人材の確保に苦慮しています。人材確保を困難にしている原因の一つ、先ほど言いましたけれども「放課後子ども教室」が夕方からの変則勤務であるということがあります。そうした中で、先般、飯南町学校給食会の職員に欠員が生まれました。こうしたことで、午前中のパートスタッフの募集を開始したところでございます。

給食会も児童教室、いずれも教育委員会としての募集でございますので、例えばですが、午前中は給食センターで働き、夕方から児童教室で勤務するという、パッケージで働いていただくことができないか。結果的に1日の雇用ということで、勤務形態が整います。そういったことも今考えているところでございます。

人材確保支援センターや教育委員会に相談があった場合には、先ほどのような情報をですね、提供させていただくことで、人材の確保につながればいいかな、と考えているところでございます。また、町民の皆様におかれましても、「放課後子ども教室」に興味がある方がいらっしゃいましたら、気兼ねなく教育委員会にお知らせをいただきまして、職場体験などしていただきますよう、私からも、この場をかりてお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時00分といたします。

午前 11 時 38 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。一般質問を続けます。

2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

ちょっと、質問に入る前に少し時間をいただきます。7 月 8 日から 13 日及び 8 月 12 日からの豪雨によって、島根県東部地域においては甚大な被害が発生いたしました。本町においても 7 月 12 日の豪雨により土砂崩れによる道路の通行止め、河川の水位上昇による浸水被害、裏山の崩壊による家屋の損傷、道路・河川の破壊、住宅をはじめ農地・パイプハウスへの土砂の流入など大きな被害が発生いたしました。私は被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。あわせて行政機関の皆さんが昼夜を分かたず、被災者支援にご尽力いただいたことに心からの敬意を表明するものであります。町執行部には、引き続いて安心して住み続けられるよう、防災・減災対策を強化されるように、質問に先立ってお願いをしておきます。

はじめに新型コロナウイルス関連の質問をいたします。本日は特に若年者、その中でも小中学生まで、いわゆる本当に若い層の皆さんをウイルス感染から守るための質問であります。

わが国で新型コロナウイルスの感染が確認された人の数、9 月 1 日に累計が 150 万人を超えました。国内で感染が始まり、感染者が 50 万人を超えるのに、およそ 1 年 3 カ月かかりましたが、100 万人になってから 150 万人を超えるまでの日数は、わずか 26 日であります。加速度的に拡大していることがわかります。最近少し新規の感染が少し落ち着いていることから「ピークアウトした。」こういう発言をされる方もありますが、現状では、なかなか判断が難しいと考えております。幸いに、本町におきましては、未だ感染者の発表はございません。関係職員の皆さんと町民の方々のご協力の賜物と感謝しております。このまま無感染者の状態が維持されることを切に願うものであります。

さて、最近目立つのは若年層の感染であります。1 カ月の感染者数が過去最高だった 8 月の県内の感染者の数は、全体で 629 人であります。その内 139 人が 20 歳代、10 歳代が 70 人。全体の 46% が若年層であります。流行の第 4 波である 5 月の感染者 189 人の内、20 歳代が 30 人、10 歳代以下が 19 人ということですから、デルタ株の感染力の強さがうかがえます。

これまで 4 人に 1 人が家庭内感染といわれておりましたが、小中学校や高校で 2 学期が始まって、主な感染場所が家庭などから学校に移る可能性があります。今、子どもへ

の感染防止対策は、何にも増して重要と考えております。特に予防接種のできない12歳未満の児童生徒へは特別の配慮が求められます。

これまで、子どもは感染しにくく、人にもうつしにくいと言われていましたが、東京都杉並区にある診療所のことが報道されております。337人にPCR検査などを行った結果99人が陽性でした。このうち23人が子どもということであります。これまで先ほど申しましたけども、子どもの感染は、家庭内で親が感染するケースがほとんどでしたが、最近では子どもが感染したあとに同居する母親が発症するなど、子どもから大人に感染したとみられるケースが出ているということであります。子どもの感染防止を重視しなくてはなりません。

まず、感染予防についてお尋ねします。感染予防のためには、保育所や学校など各施設へウイルスを持ち込まないことが重要であります。子どもたちの発熱や風邪症状の有無を出席前に確認しなくてはなりません。昇降口への体温計の設置や測定結果の記録などが求められます。対策はどうなっておりますか。異常が認められた場合には、直ちに検査をする必要がありますが、体制は整備されておりますか。整っていない場合には、直ちに体制をとるべきだと考えますが、どうお考えかお尋ねします。

併せてマスクの着用であります。町長は、今月の課長会において、飯南町新型コロナウイルス対策本部作成のチラシを配布され、その中で不織布のマスク、この着用を指示しておられます。感染予防にはウレタン製のマスクなどよりも不織布マスクの方が効果があるとのご判断でしょうが、庁舎内に止まらず、広く呼びかけるとともに、学校などでは不織布のマスクを支給するなど、配慮が必要とは思われませんか。質問をするものであります。今回の質問は、保育所、それから学校を含んでおりますために町長所管の部署と教育長所管の部署とありますので、適宜分けてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

2番議員から「子どもたちを新型コロナウイルスの感染から守るために」ということでご質問いただきました。議員が言われますように、ここに来て、このコロナウイルス、変異株への置き換わりが進んでおる、ということでございます。子どもたちへの感染リスク、これは明らかに高まってきております。実際いろいろ質問の中にもございました、10代及び20代の若年層の感染の割合が県内でも増えておるということ。これは今、ニュースを見ても、そうした報道が多くあります。先般、大阪でもですね、この10代の死亡の例も報道されたところで、非常に衝撃でありました。また、学校で新学期が始まっておりますが、クラスターの発生によりまして、学級閉鎖であったり学年、それから学校閉鎖とか、そういったことも全国ではあるようでございます。そうした中でのご質問で

ございますが、はじめに、保育所や小中学校、高校もですが、今回は中学校以下ということですが、うちの場合、高校も含めて、高校にウイルスを持ち込まないための対策としまして、今「飯南町新型コロナウイルス対策本部会議」、ここで対応をいろいろ協議しております。全般的なことをまず私のほうから答弁いたします。

このところの全国的な感染拡大を踏まえまして、この対策本部会議におきまして、この感染状況の情報の共有、それから住民への、住民の皆様への注意喚起、これは都度行っていました。

そして、保育所、小中学校、高校の感染防止対策につきましては、県や国から示された通知に基づいて対応することを確認しており、このことを保育所長、小中学校校長会などで感染防止対策の徹底を指示しておるところでございます。現状と具体的な対策については、後ほど教育長のほうから答弁いたしますが、今ご質問の中で、不織布のマスクのことについても、ご質問いただきました。このことについては、実は役場でもマスクの着用について、どの種類のマスク。不織布であったりウレタンであったり、布であったりしますが、どれを着けなさい、というのは、これまでは申しておりませんでした。このことについては、町の福祉施設協議会の代表の方からですね、やはり病院とかそういう福祉現場は、より危機感が強い現場でありまして、特に行政職員、住民の方にいろいろお願いする立場であるし、同様に今そういう病院とか施設は不織布マスクで統一されておることです。それは、より感染の防止にそれが役立つということで、不織布を着けてください、ということで申し入れがありました。これはそういう申し入れも受けまして、やはりそのことは町として、いろいろマスクの着用についてお願いする立場であり、危機感を高めておるということをですね、感じ取ってもらうためにもそれに切り替えよう、ということで職員全員にですね不織布マスクを着けるようにですね、今月からしております。それで、このことについては、学校現場へもお願いしておりますし、社会教育の公民館であったり、そうした関連するところは全てそういうふうにしております。それで町民へも広く呼び掛けるべき、ということもおっしゃいました。このことについては、もちろん、その経済的なこともありますので一律に全ての町民の方にはお願いは、今はちょっと考えておりませんが、町のほうからですね、実は県の保健所のほうにもですね提案いたしまして、この不織布マスクの有効性について、もちろん専門機関ですのでご承知ですが、今、知事からはですね、そうしたメッセージは発しておられません。そういう中で、不織布がより有効であることをですね、保健所のほうへ申し入れまして保健所長のほうから知事のほう、対策本部の会議のほうへそうした文言も入れていただいております。ただ、それを絶対着用しなければならない、という強いメッセージじゃないんですが、それがより効果的である、というような言い方になっております。

学校での配布につきましては、これは当然町で用意しておるものもございますし、大きさのこともございますが、学校とかそういうところへはですね、もちろん個人で用意され

にくい場合については、そうした町の備蓄マスクもありますので、そうしたところでお応じてまいりたいと思っております。具体的な対策等については教育長のほうから答弁させていただきます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

私のほうからは、学校・保育所での具体的な登園、登校時のチェック体制についてお答えさせていただきます。まず、保育所や学校におけるマスク着用、うがい、手洗いなど基本的な感染防止対策の徹底、これは言うまでもございません。これを指示しております。

そして保育所、小中学校ともに児童生徒は、各家庭における検温、体調管理をお願いしておりまして、その内容を「健康観察カード」これに記入して登園、登校していただくようにしております。これによって学校での健康状態をチェックできるようにしております。また、児童生徒はもちろんですし、教職員についてもですけども、発熱あるいは体調が悪い、そういった時には登校、出勤はやめていただくようお願いをしています。また、議員からは学校に来てから体調不良が確認された場合のことも言われましたけども、そういった場合には直ちに医療機関に行くように指導をしているところでございます。また先ほどの町長の答弁にもありましたが、学校でのマスク。これ備蓄もございまして、今は基本的にはマスクを忘れてきた子どもたちには必ずそれを支給するように準備をしているところでございます。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

はい、答弁いただきました。不織布のマスクの支給というのは、考えてないということだったですね。それでですね、どういいますかね。本来ならば、今回この質問を準備するにあたって、質問するなら保育所とかですね小中学校へ出向いて現状を確認して、それから質問するのが筋だと思うんですよ。ところが、こういうコロナ禍でしたから、ちょっと学校へ行くのが遠慮しましてですね、どういうことになっておるかなと思っておりまして、聞いたわけであります。それで、マスクの配布というのは、すごく重要な話だと思ってまして、これは保育所とか学校に限らずです。まあ、町内全体ですけども、実際に昨日ネットで子供用のマスクの値段がなんぼするか調べてみたんです。結構高いんですよ。それで、我が家のことで恐縮ですけども、うちは小学校に子供が2人行ってますけども、ウレタンのマスクをしています。不織布のマスク高いよね、という話になってですね。それでやっぱり効果をきちんとそのほうがいい、ということであれば、それに切り替えるべきだと思っています。それで知事のメッセージを云々とありましたけども、またあとからも触れますけども、国とか県が指導はしてきます。ただ、それに

係わらずですね、町として独自にこういうことをやって感染を防ぐんだ、という決意も必要だと思ってますよね。そういう意味でですね、先日のプレミアム商品券が発売されておりますけども、「おばさん買ったかね。」と言ったらですね、「買うお金がない。」という人が結構おられます。それでなかなか売れも悪いということだと思っておりますけども、それから考えると、子どもに買って与える金がない、ということにもつながると思っておりますよ。ですから、そういう意味で保育所や小中学校に限らず、町内全体でですね、きちんとマスクを、という形のことをですね、飯南町独自の政策として考える必要があってもいいんじゃないかというふうに思っております。

それから教育長にもう一点聞きたいのはですね、一応子どもはマスクしています。していますが、今朝もひょっと見たんですけども、あんまり言うとう当たるかもしれませんけども、登校時に小学校の子どもはしてますよ。ところが中学生がね、していない人が結構多いんです。高校生はしてます。何でかな、と思っておりますけどね。やっぱりそこらへんをちょっと詰める必要があるんじゃないかな、と思っております。是非ともそういう指導を感染予防の観点から行っていただきたい、というふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

マスク着用のことで、再質問をいただきました。

最初に最初の答弁のところで一点ほど訂正させていただきます。先ほど不織布マスクの着用について、県民という言い方をしましたが、これ県職員ということで知事のほうから対策本部として職員、県職員に対しての着用ということで、そういったメッセージでございますので、訂正させてください。

それで、不織布のマスクについては、もっとも飛沫防止が有効ということでございますが、学校等ではですね、いろんな種類のマスクを確かに着けておられます。マスクのその種類によって差別が生まれる、そうした可能性もですね、（差別）への留意も必要だと思っておりますし、やはり不織布マスクは女性の方にもおられるんですが、子どもさんもそうらしいんですが、かぶれるということで、そういったこともありまして、なかなかそれを全員がということは、その下に何かを着けてですねその上にやれば、それはそれで済むかもしれませんが、いずれにしてもその差別、そういったことの助長もですね少し気をつけなければならないと思っております。議員からは、その町としての決意的なところも問われましたが、このことについては先ほども申しました職員自らも実践して、そうしたことをやっていくということで、メッセージを発信しておりますし、子どもへのですねマスクを用意することにつきましては、学校現場とも協議いたしまして、考えたいと思いますが、教育長が申しましたとおり基本的には自宅で用意してきて、そ

れを忘れた場合とか仮にひもが切れたとか、そういった場合にそれをすぐに用意することですので、当面はそうした対応と考えております。登下校のことにつきましては、教育長のほうから答弁させていただきます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

登下校時の、特に中学生ということでしたけれども、マスクをしないで登下校している姿を見たということでございました。これはおそらくですが、夏の時期にですね熱中症対策という悩ましい問題もございまして、その時には登下校等の場合は十分な距離をとればマスクをしなくてもいい、という時期もございましたので、今は秋に入っておりますが、そうした名残もあるんじゃないかと、今聞いて想像したところでございます。実態を確認して、また校長会のほうで協議をして指導したいと思っております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

町長からはマスクの仕方と校長会との、学校との話し合いをして、県とはしてない、ということですが、さっき申しましたようにですね、所得の多い少ない様々な家庭があります。そういうことからですね、配慮をちゃんとしていただいてですね、検討いただくようお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移ります。本町では、集団接種が9月1日をもって終了して、個別の接種に切り替えております。新型コロナウイルス予防ワクチンであります。

保育所・小中学校などで働いている職員の方たちの予防接種の状況は、どうなっておりますでしょうか。それから職員の方々、PCR検査などはおこなわれておりますか。そういう各施設で働いておられます職員の予防接種の状況と感染検査についてお尋ねをいたしたいと思います。これですね、やはり公表していただきたい。そういう内容の公表、いわゆる自分の子供が通っている学校、保育所、その職員の方々がこれだけやってくれていることがわかればですね、ひとつは保護者の安心につながるというふうに思いますので、是非ともお答えいただきたい。

それで私は6月定例議会の際に保育所や小中学校で働く人たちなどに優先して予防接種をおこなうように提案をしました。しかし、塚原町長は優先順位に入っていない、ということで拒否をされて実現しておりません。そういうことから現在の接種の状況を公表することとともに、PCR検査の実施を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からワクチン接種の状況、学校であったり保育所そういったところの職員への接種状況について、ご質問いただきました。まず、この状況につきまして、保育所の職員についてはワクチン接種が全て済んでおります。小中学校の教職員につきましては、希望者は9月中旬に全員がワクチン接種を完了する予定です。希望者と申しましたが、小中学校の教職員全体で101人おられるわけですが、既に9月末の予定で97人。4名ほどはですね未接種ということですが、これは基礎疾患とか、やっぱりそういう事情があつてできない方のごさいます、ほぼ全員ということのごさいます。それから飯南高校の教員につきましては、これは人数は把握できておりませんが、ほぼ全員ということでごさいます。先ほど小中学校の教員につきましては、住所地を町外にお持ちの方おいですが、本町で住所外接種ということで小中学校の教職員30名がうちでしとられますし、それから保育所についても3名、高校についても8名、町で接種をしていただいたり、いただく予定になっております。

それから議員からは、定期的なPCR検査の実施、このことについても求められました。聞かれました。このたび国からですね、抗原簡易キット、これが全国の小中学校と保育所に配布されます。これは2学期に入って、9月上旬ということでごさいます。この抗原簡易キットは、学校や保育所における感染拡大を防止するための無償配布のごさいます、あくまでも出勤後にですね、その職場へ出て発熱などの症状がわかって、直ちに受診できない場合等を想定してのものだと思っております。飯南町の場合は、症状があれば簡易検査でなくて、直ちに医療機関、飯南病院等受診していただくべきと考えてございます、まずは基本的な感染防止対策と毎日の、家でまず体温を測ってそういった基本的な体調管理が最優先であると考えてございます、定期的なPCR検査、これについては現時点では考えておりません。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

国から抗原検査キットが配布されるので、それでやろうということはわかりました。やっぱりですね、しつこく言うようですけども、ワクチンを接種したからといって罹らないわけじゃなし、接種しなければ罹るリスクが高いわけですけども、やっぱり検査をですね、どこまで徹底してやっていくか、ということが感染発生を防ぐための大きな力になるんじゃないかと思っております。その抗原検査20セットですか、1人当たり20セット。全体で20セットですか。そうすると全員がやるわけにいきませんよね。そういうことからですね、もうちょっと町として考えてほしいと。全員がですね抗原検査ぐらいはするよな、そういう体制をとっていただきたいと思っております。是非ともそこらへんの答弁をですね、いただきたいんです。本来はですね、このあと、もし感染したらどうするかという話をしようと思いましたが、今、もうきちんと病院に行かせるということ

言われましたので、それを割愛しますけども、やっぱりそこに至るまでのところ、そういう人が出ないようにしなくてはならないわけ。ですから、検査をして検査をして過ぎることはないと思うんですよ。ですから、できるだけ多くの人が検査を受ける、ここに感染予防の一番、第一の要因があると思います。どうですか。どう考えられますか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問をいただきました。感染防止のためには、徹底的に検査をすべき、ということで、特に抗原検査等は回数も行うべき、ということでございました。いま、私ここです。抗原検査キットを持ってきております。これ見られたこともあるかと思います。これは、唾液でですね、するタイプでございます。抗原キットです。それから、この中にはPCR検査、これは唾液のタイプでして、唾液をいくらかの量をカプセルに入れて検査するタイプです。PCR検査は、これ以外に鼻の奥にですね、綿棒を奥まで突っ込んでやるタイプ、これは医療機関でされますが、そうしたPCR検査があります。

こうした検査を徹底的にということでございます。今、さっきも繰り返しますが、まずはですね、もちろんこの検査も大事かもしれませんが、まずは病院に行ってください。症状が。まあ普段、無症状の人をですね、伊藤議員言われますのは全員に対して検査、検査ということでございますが、特に抗原検査と言われたわけですが、抗原検査はこれまでも、あくまでも、もちろん陽性反応がこれで出る場合もあるんですが、ただこれは比較的感染で発症したり、症状がある方でないと出にくいということが言われております。ですから抗原検査が絶対的なものではないんですが、もちろんある程度目安にはなると思います。ただ、本町の場合は、まず症状があれば病院に行ってください。受診をしていただくということが一番だと思っておりますので、そうした対応を続けていきたいと思っております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問を許します。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

まあ病院、病院と言われますけども、やっぱりさっき町長も言われましたけども、無感染からの感染が一番怖いんですよ。だから、いわゆる無症状の感染者ですね。無症状の感染者をいかに見つけるか、というところが僕が言いたいわけなんです。ですから、感染というか症状が出てからというのは、どちらかという対応が遅くなりますわね。だからそういう意味から検査をきちんと実施していただきたいと思っております。なかなか日本の国内を探しても、そういう対策をしているところはなかったです。ただ、若干気が付いたのがドイツです。ドイツは、児童生徒に対して週 2 回、抗原検査をしております。おるそうです。だからそういうことをきちんとやればですね、もっと早く見つ

けて対処できるということだと思うんですよ。そりゃまあ、おきましてですね、例えば、感染が深刻になった場合、例えば今、町内では感染者が発表されてませんけども、町内で出たという場合にはですね、より厳重に対策をとる必要があると思うんですよ。そういう意味でですね、そういうことになった時には、きちんと家庭内でも感染が発見できる、唯一の検査ですね。出来るような体制をとるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、今ドイツの。日本では今、そうした徹底的な検査を無症状の方に対してやるとる例はないということですが、海外ではドイツで週 2 回ということでした、抗原検査。無症状の発見方法、まあ自宅での抗原検査の実施体制のご質問であったかと思います。先ほども申しましたが、抗原検査については無症状の段階では、ウイルス量が少ないということで、なかなか有症状者と、子の方が利用した場合は、よりその効果、症状がある方はより効果的ではありますが、無症状の人はなかなか結果が出ないということでありました。したがって、無症状者の発見ということになりますと、やはり P C R 検査ということになります。これが確実で確かでございます。県へも確認いたしました。県内のそこで P C R 検査をした場合にどうか、ということですが、その実施体制について限りがあるということでございます。まずは症状のある方、それから濃厚接触者、周りのどこまでの範囲かということはあると思いますが、濃厚接触者の検査を優先すべきということでありまして、無症状者の発見のための職員であったり、児童生徒の検査を自宅で行われるような体制づくり、これは非常に難しいということでした。

感染者が仮に、感染者が発生した場合はですね、保健所が迅速にその調査を行います、その症状の有無にかかわらず、濃厚接触者に P C R 検査を行ってまいりますし、それから自宅待機の措置等になっております。その濃厚接触者ですが。また、感染が深刻になることが想定された場合は、当然その保育所は休園、学校であれば休校の措置をとることから、必ずしもその家庭です検査を実施しなくても、その感染が拡大することはないということで、考えております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問を許します。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

なかなか感染検査については、堂々巡りになっておりまして、町長と私との元々の考え方が違うということがわかりました。ですからそこらへんは、しょうがないと思うんですけども、ただ濃厚接触者のことが出ました。これをどういうふうに見ておられるか。今の保健所なんかが判断をして濃厚接触者を決めるわけだと思うんですけども、あまり

にも範囲が狭いと思うんですよ。ですから、もし仮に学校で出た場合には全体とかですね、まあ、うちの学校なんかは規模が小さいですから人数も少ないし、全体を濃厚接触者と見るとか、もう広い意味での濃厚接触者認定というのは要ると思うんですが、そこらへんはどう考えておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

濃厚接触者のことで、幅広く検査すべきということでございます。このPCR検査、行政検査につきましては、保健所で行っておりまして、その感染が確認される保健所がその方とですね、感染された方と接触していた人がいるかなど、いわゆる積極的な疫学調査を実施いたします。この調査で同居家族であったり、濃厚接触者、職場であったり、その周りであったりするわけですが、その患者の感染可能期間に接触があった方などについては、幅広くPCR検査を行っております。それで、どこの範囲まで拾うかということですが、このへんにつきましては、本人の行動歴であったり、それから保健所の判断、これまでのいろいろ検査してこられた実績もございますし、そうした中での範囲が特定されるものと思っております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

まあなかなかうまく具合に（聞き取り不能）ができませんで、残念ではありますけども、ちょっとやっぱり少し私と考え方が違う。今の、私、国や県がやっていること自体が手ぬるい、と。だからだんだん感染が広がるんだよ、ということを言っておるんであってですね、そこらへんを理解していただきたいなと思ったわけで、なかなか理解してもらえないみたいですけども。ちょっと時間が押してきますので、次に行きます。

昨年発生した新型コロナウイルスが発生して、かなり長い時間経ってます。最初には非常事態宣言ということで、学校休校が国から提起をされてですね、実際に休校になったわけですから、そのころからですね、ずっと子どもたちは長いこと我慢を強いられてきたと思うんですよ。そういう中でいろんな不満とかですね不足とかですね、あると思うんです。ですからそういう中で、やっぱり新型コロナウイルスに対する学習です。その感染の仕組みとか、あるいはそういうことを、ウイルスの性質もありますよね、そういうことをきちんと学んで受け身ではなくて、自分の頭で考えて、その上で納得をして行動していくということが重要じゃないかと思っています、今。そういうことをやればですね、本当に今、部活動もなかなか教育委員会の指導があったりして、自分らの思うようにできない状況がありますけども、それをやりかたを自分たちで考えて行動していく、という状況が作れると思うんです。ですから、こういうことが学べるのは今のこの

ウイルスが流行している時だけなんです。ですからそういうところをまず強めていただきたい。これまず教育長に聞きたいですね。あわせて、教職員の皆さん、忙しいんです。ですけども、世界と日本の研究成果、そういうことをわかってもらわんといけません。それから感染対策を組む通り、そういうことがきちんとできているかどうか。やっぱりそういった時間をとって、そういうことが議論できるような学校にならないといけんとするんですよ。そこらへんをどういうふうに考えておられるのか。それをきちんとやることによって、子どもや保護者もウイルスを（聞き取り不能）、怖い怖いと恐れるんじゃないくて、正しく恐れていくということが可能になると思うんです。そういうことをぜひとも実現していただきたいけども、答弁を求めたいと思います。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

議員のほうから、今だからこそ、この時期こそコロナウイルス感染の仕組みを学ぶべき、ということでございました。今、コロナウイルスについての正しい知識と情報をつかむことは、本当に大切なことだと思っています。飯南町でも6月の「飯南町人権同和教育研修会」この会においてですね、松江赤十字病院感染症科の成相先生にお越しいただきました。「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」という演題で講演を行っていたところでございます。成相先生は、松江赤十字病院で新型コロナウイルス感染症対策の最前線でご活躍しておられます。コロナウイルスの症状や感染のメカニズムを本当に詳しくお話しをいただきました。その上で、「ウイルスによる不安と、その不安から生じる差別をなくすために、正しい情報で賢くウイルスを遠避けよう」これを力説しておられたところでございます。

この研修会には住民はもちろん、町職員、小中学校や保育所の職員も参加しておりました。また、この講演会を聞いて、8月には来島公民館と来島小学校の共催で同じように成相先生を招いて、同じ内容の講義を聞かれたところでございます。また、学校現場におきましては、コロナウイルスに関して保健体育の授業や学級活動での学習活動を行っているところでございます。あわせて誹謗中傷など人権への配慮の必要性について、意識啓発が進んでいます。このように、コロナウイルスに関する学びの場は、今後より一層、増えていくと思っておりますし、言われましたようにコロナウイルスについて正しい知識と情報をつかみ、自分自身で感染防止に向けた行動がとれるように学校現場でも取り組んでまいりたいと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

是非ともですね、学校現場、頑張ってくださいたい。特に子供にも頑張ってもらわんといけませんので、よろしく願いしたいと思います。本当に時間が無くなってきました

たので、次の質問に移ります。

次は、高齢者福祉について町長に伺います。

加齢性難聴があります。補聴器を着ければ直りますけども。何とか改善が出来ますけども、その公的助成を求めるという内容の質問であります。「歳を取ると耳が遠くなるのは仕方がない。」とみんなが思っています。私もそうでございます。しかし今、加齢により耳が遠くなる、いわゆる加齢性難聴、これが日常生活を不便にするだけではなくて、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、うつ病や認知症の危険因子にもなる、と指摘されるようになっております。耳が遠いことは「目に見えない障害」です。軽く考えられがちですが、難聴への対応を個人まかせにせず、社会的に取り組むことが必要ではないかと考えております。

身近にいる人に聞いてみましたが、お年寄り「電話をかけると相手の声が聞こえなくて、言っていることがわからないので、電話をかけると嫌になった。」あるいは「聞き間違いで相手の話を誤解してしまう。誤解したくないので、話をしたくない。」こういうことを言っておられます。また、知り合いの人に耳が遠い方がいる若い人にも聞いてみました。「いくら話しても理解してもらえないので困る。」これ、一番多いお答えだったです。

ですから難聴は、本人だけの問題ではなくて、家族や周囲とのコミュニケーションに大きな支障をきたしていることがわかります。話を聞いた人たちは誰も、補聴器を持っておられませんでした。「補聴器は片耳で数万円。50 万円の物もあって、高くて買えない。」こういう返事が返ってきております。難聴は、高齢者にとって、最も一般的な身体機能の低下の一つです。難聴者は、日本では 65 歳以上で約 1500 万人と推計されております。また、日常生活に支障をきたす程度とされる難聴者は、70 代の男性で 5～6 人に 1 人、女性で 10 人に 1 人、この程度のという調査結果が報告されております。

2017 年に開かれた認知症予防の国際会議（アルツハイマー病協会国際会議）では、認知症のリスク要因の一つに難聴があげられて、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながる、こういうふうに指摘されていることがわかりました。

加齢性の難聴について、歳のせいだと片づけるのではなくて、介護予防の観点からも必要な対策をとるべきではないかと考えております。

そこで、町長にお聞きしたいのは、加齢性難聴が認知症の重要な危険因子としての認識をお持ちかどうか。また、加齢性難聴についての基本的な認識をお答えください。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から加齢性難聴、そして補聴器購入の公的助成ということでご質問をいただきま

した。まず、基本的なところを聞かれまして、私も実はですね、いつも人間ドックで右か左か覚えておりませんが、片側の高音のところがいつも引っ掛かるんですが、それはもちろん手帳にいくまでの難聴ではないんですが、必ずそっちの高音の音が聞こえにくいです。私も携帯電話とかをする時によく大きな声で話すんですね。それは相手の声が聞こえにくいために、どうしてもこっちが大きな声をする。周りで聞いている人は、「そんな大きな声をせんでも聞こえとるよ。」と注意されるんですが、特に家内から言われるんですが、加齢性難聴はですね、今回勉強させていただきました。この質問を受ける前に、実はこの日の朝の朝刊、山陰中央新報ですが、ちょうど加齢性難聴のことが新聞に載っておりまして、私読んだんです。読んだ後にこの質問書を見まして、あらら、と思ったところでございますが、これあのその、筆者の方がお友達、同級生の方で耳鼻咽喉科の先生がおられて加齢性難聴に悩んどるということで、聞かれたようです。そのシステムは、後から言いますが、「回復方法はない。」ということをお答えされたそうです、先生は。要は、補聴器を着けるまでではない場合は、ゆっくりと話して、相手の目を見て話してもらうとか、その高齢者の方に。とにかく早口はいけませんし、ゆっくり大きな声で話す、そういうことが大切ということです。そういったことが新聞には書いてありました。ちょうど、その新聞を見た後だったんですが、この質問書を読まさせていただきました、少し勉強しました。耳については、外耳・内耳・中耳ということでありまして。それで鼓膜までのところが外耳ということ、それから中が一番大事なことなんです、人の聴覚は内耳、鼓膜とか耳小骨ということで、音を伝える骨ということですが、(耳小骨)を伝わってきた音が内耳のほうですね、奥のほうになるんですが、内耳の感覚細胞を振動させて電気信号となり、脳まで伝わることで成り立っており、そういうシステムだそうです。

加齢性難聴は、この音を電気信号を変える内耳の感覚細胞が年齢により減少していく為に生じる、ということでおっしゃっております。加齢性難聴の症状としては、正にそうなんですが年齢とともに音が聞こえづらくなる。一般的には高い音から聞こえなくなるのが悪くなるということで、この高い音は体温計の電子音、あのピピピと鳴りますが、これが4～8キロヘルツということでございます。初期にはあまり聞こえにくさを自覚することはないそうですが、徐々に人との日常会話であったり日常の生活で使う音の高さ、これは1キロヘルツ前後ということが書いてありましたが、そうした音が聞こえも悪くなるので、難聴を自覚することが増えていくそうでございます。難聴により脳への電気信号が減ることで脳が興奮してジージーとかそういう経験をされた方もおられるかと思いますが、ジージーとかキーンとかですね、そういった音に代表される耳鳴りを自覚されることもあるようです。

早い人はですね50歳代ぐらいから始まるということで伺っております。進行すると議員のほうからもありましたが、周囲とのコミュニケーション、これが取りにくくなりまして、そのことで脳の機能の低下に繋がります、そこでうつであったり認知症のリス

クも高まるということで、このことは早期に予防することが大事と言われることを私も今回認識させていただきました。ただ、補聴器を着けて耳が回復するんじゃないくて、それはあくまでも対処療法ということですので、それしか方法はないということでもあります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

町長には自らの体験を含めて、答弁をいただきました。私もちょっと耳鳴りがありますけども、まあ、歳のせいかなとは思っております。先ほど回復に向かう可能性がね、ないと、難聴の場合に、ということ言われました。これが耳鼻科の先生みんな言われます。ただ、耳鳴りについては、「治る。」という先生もおられますし、「駄目だよ。」と門前払いの先生もおられましたので、まあ発言をしておきます。

まあ難聴の改善というか、今、対処療法と言われましたけど、それに力を発揮するのは補聴器しかないわけでありまして。ただ、これが日本ではあまり普及してないんです。その理由は二つあると私は思っています。

一つは先ほども申しました補聴器の値段が高い。そして、高度・重度の聴覚障害の方、この方は公的支援がありますので買えますけども、そこにしか支援がない。中度以上の方にはないわけですからね。さっき言いましたけども、補聴器の値段、片耳が3万円ぐらいから高価なものでは50万円と言いました。保険適用はありませんから、全額自己負担なんですよ。

高度・重度の難聴者、先ほど言いましたように障害者福祉の補装具として1割負担で購入が出来るようになってます。WHOのページを見たんですけども、日常生活に支障をきたす中等度の難聴、これは41デシベル以上ということになっていました。で、それから先がいわゆる補聴器の装着基準になる、ということだと思います。ですから、コミュニケーションとか認知症を防ぐためには早めの段階から、たとえ対処療法であっても補聴器を使う。そのことが重大なんじゃないかと私は思っています。

加齢に伴う他の障害や疾病を見てもみると、白内障の眼内レンズが保険適用されています。入れ歯にも保険が適用されます。介護保険では、足腰が不自由な状態になると、歩行器や歩行補助杖などが1割負担で給付されています。なんでか知りませんが、補聴器だけが重度の難聴者以外は全額自己負担なわけでありまして。日本中、全部調べたわけじゃあないですけども、いくつかの自治体を調べてみました。

日常生活に支障をきたす程度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を、すでに導入しているところがあります。例えば東京都の江東区。所得制限はあるものの、65歳以上の方に補聴器を支給して自己負担はありません。新宿区は所得制限はなくて、70歳以上の方を対象に自己負担2千円で補聴器を支給しています。千代田区は所得制限がありますが、年齢制限なしに自己負担1割、つまり補聴器購入費の9割助成を行っています。

このいずれも耳鼻咽喉科医師の意見書やら検査の結果を示すものが無いと受けられません。正に義務付けられておりました。で、ほかにもいろいろありますけども、私が調べてだけで43の市区町村で取り組まれておりました。補聴器の給付など加齢性難聴への支援については、国による公的な支援を設けることが本来必要であります。しかし、国の対策を待つだけではなくて、高齢者の社会参加を促進し、介護予防に力を入れるため、いくつかの自治体が行っているように、独自の支援策を設けるべきではないかと思っています。

加齢性難聴の方、なかでも日常生活に支障をきたす中等度の難聴の方は町内に何人ぐらいおられますでしょうか。通告してありますので、調べてありますね。

それから、認知症予防をはじめとした介護予防のためにも高齢者の生活を支援し、社会参加を促進する補聴器購入助成を中等度の難聴者に対して行う考えは、お持ちではありませんか。以上、答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

引き続きのご質問でございます。最初に現時点で、今この聴覚の障害があつて、障害者手帳をお持ちの方、これは参考までですが33名いらっしゃいます。で、これは年々増えてきているということで聞いております。最初に中等度の難聴の方がどれくらいおられるかということで、これについてお答えいたします。今申しました聴覚障害の方、これは申請に基づいて診断書で高度難聴ということで、そうしたレベルの方に交付いたしますので把握ができておりますが、今、日常生活に支障をきたす中度の難聴について、これがいくらおられるかということですね、残念ながら把握はできておりません。この中度の難聴、特に加齢性に伴う難聴ですから飯南町も高齢化率が45%ぐらいで高齢者の方も多いわけですが、相当それはおられると思います。ただその実人数は当然わかりません。

それで、公的な助成をということでご質問でございます。これは、特に中度の難聴者に対する助成のことの質問でございますが、先ほどの障害者手帳、聴覚障害の場合、これはですね、認定を受けていいぐらいの、議員のほうからもございました一割負担ということで。ただ、非課税世帯は無料ですので、そうした制度があります。

それで今、東京都のいろんな区の場合で事例も紹介いただいたところですが、これについてどれほどの上限があるのかがわかりませんでした。保健福祉課・福祉事務所のほうでも調べてくれました。例えば練馬区は言われませんでした、と思いました。江東区と新宿区と千代田区だったですかね、ご質問に今いただいたのは。練馬区の場合は、65歳以上で非課税世帯、身体障害者手帳をお持ちでない方で高度難聴以上とならない方に対して2万5千円を上限ということで、こうした事例もあるということです。これは補

聴器の購入助成です。で、那覇市でも同じような制度があるということで、さっき全国で43の地区町村ということをおっしゃいましたが、そういうような対応がとられておる自治体もあるようでございます。

私としまして、町内で該当者がどれくらいおられるのか実際の把握もできておりませんし、この中等度の難聴者の方に対する公費助成につきましては、議員もおっしゃいましたが、基本的には国とか県とかそういう中での制度化が先だと思っております。そうしたことで、町が先にですね町単独での助成については、今のところ考えてはおりませんが、繰り返しますが、国県での制度化がまず重要だと思っております。これ、高齢者ではないんですが、今、県においてはですね18歳未満の難聴児のほうですが、それについては助成制度があつて、これは町もこの制度を活用しまして、予算計上をしておりますが、これは基準額がありまして、県と町と自己負担3分の1ずつで、加齢性難聴と関係ないんですが、そうした助成制度もあるのは事実でございます。以上でございます。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

答弁いただきました。町としては、やらないということだったんですが、まあ中等度の難聴者の実態というのが町としてつかめていない、というのも一つの町長の今の答弁の原因の中にあるんじゃないかと思っています。そういう意味では、お年寄りの実態をですね、まず掴む必要がある。おそらく大半の人が耳の不調というのは訴えると思うんですよ。あと中等度をどこで誰が判断するのか、ということになりますけども、それは耳鼻科の先生しかおりませんので、何とかそこらへんの力を借りんといけんと思いますけども、まずは難聴、自分の聞こえにちょっと不安がある人、これを町民の中にどれくらいいらっしゃるのかをね、まずこれを掴まないといふは全然出ないと思いますよ。誰がどうかもわからないのに金を出せんわ、納得できませんから、ですからそこらへんをきちんとですね、まずは掌握していただきたい。このことは最低ですね約束をしていただきたいと思います。

それからさっき、43の自治体で助成の話があるって言いましたけども、それここに詳細、一応市町村がわかりますので後ほどこれ資料として差し上げますけども、是非ともですね、この実態を調べてもらって、これ練馬区も入っています。ただ練馬区あんまりね、私ここじゃあんまり推奨できんなあ、と思って紹介しなかったんです。ですから、まずはお年寄りの実態を掴むことを約束してもらって、その上で国県がやらなくてはいけないんだったら、ちゃんと働きかけをしてもらわんといけん。こんだけの人が待つとるんだ、是非とも助成制度を作つてよ、ということは、町や県が国には言わないと出来ませんし、町が県に言わないと県はわからないし、ということだと思いますので、是非そこらへんをやるということをですね約束していただきたいと思います。以上で質問を終わります。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問をいただきました。今、中等度の町民の方がどのくらいおられるかの調査ということでございます。その調査方法については、耳鼻科の受診とかということでありました。自覚症状だけでは、なかなか数値的なものもありますので、それは判断しにくいんですが、町もですね住民健診等も行っております。そうした結果もあると思いますので、この調査方法については、まだ私も今ここに答えを持っておりませんので、役場の中の担当課とも協議して、これについてはどういうふうに進めていくか、ちょっとここでは具体的なお答えは出来ませんが、そうした要望があったということは、ここでちゃんと了解いたしましたので、そうした答弁といたします。

○2 番（伊藤 好晴） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で 14 時 25 分といたします。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

安部誠也でございます。7 月・8 月豪雨災害に被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。私自身、8 年ぶりの議会です。その間、議場、庁舎も町長も変わりましたが、私は 20 年前の初当選した時の初心に戻りまして、町民の皆さんの目線に立ち、町民の皆様の生の声であるご意見・ご要望を行政に対してぶつけてまいりたいと思います。今回は一般質問にあたりまして、大きく分けて 4 点ほど質問させていただきます。真剣に考えましたので、前向きなご回答をお願いいたします。

まずは、飯南町の安全安心のための策として、先ほど同僚議員が質問されておりますので、私は道路・トンネルについてお伺いします。

7 月豪雨により幸い国道 54 号の町内での大きな被害はありませんでしたが、赤名トンネルを出た広島県側、三次市布野町横谷と雲南市掛合町で被害があり、町全体が孤立

状態になりました。わが町からも通勤・通院で、特に透析の方が「三次の病院に行きたいけど行けない。」「帰りたいたけど帰れない。」ということを知り、「国道 375 号の両国トンネルを通り、やれやっつとで帰った。」と苦労話を聞いております。その解消のため、被害の大きかった近隣市町村とともに、かつては理想の国道と言われた国道 54 号など道路整備を国や県にお願いすべきではないかとお伺いいたします。

また、長年懸案であります赤名・晴雲トンネルの整備についてどうなっているのか、をお伺いいたします。この件については何人もの同僚議員が過去に質問しています。いまや 2 級国道の方が立派なトンネルが出来ております。未だに明るい材料が見えず、第 1 次総合振興計画基本計画には、現状と課題として、迂回路のない老朽化した赤名トンネルの改良や晴雲トンネルの改修という文面はありましたが、このたび第 2 次総合振興計画後期計画には、トンネルの文言は無く、何となく寂しく感じております。町民の皆さんも諦めムードになっています。それでは駄目ですので、あえてこの場で質問させていただき、現状はどうか可能性についてお伺いいたします。

この質問は 12 年前、あの時も落選明けで、当選後、気になったものですから国土交通省松江国道事務所の副所長さんに会い、話を伺ったものです。ちょうどその日の午後に、今も続いて名前は変わっているかもしれませんが、「国道 54 号線の活性化を考える飯南の会」の初会合があることを教えていただきました。その当時は、まだ松江尾道線は開通はしていませんでしたし、JR や一畑・広電バスなど国道 54 号を通っていました。総選挙後で自民党が大敗して、政権交代で民主党政権になったばかりでした。

その時の回答として「飯南町にもようやく危機感が出てきた。この危機感を具体化するために、していくために、ただの生活路線としての要望では整備に取り掛かる可能性はない。しっかりしたアクションプランで交流するためには整備が必要です、というものが重要不可欠。」だと言われたのを記憶しています。

そこで国土交通省が 2019～2020 年に道路施設を点検した結果、8 月 25 日に発表されてはおりますが、赤名・晴雲トンネルが緊急か、早期に修繕が必要と判断されたのか。発表された国土交通省のホームページをみれば「道路メンテナンス年報」に島根県の国土交通省管理者施設数はトンネルで 39 箇所点検結果が出されていますが、緊急処置段階は 0、早期処置段階が 10、予防処置段階が 29 となっています。ここ最近 5 年間(2016～2020 年度)の点検では、緊急処置段階では 0、早期処置段階では 10、と判断された施設の修繕等処置の状況は、処置着手済施設数が 10、処置着工済施設数が 7、処置完了後施設数が 6 となっています。町民の皆さんも赤名・晴雲トンネルを利用される方が多いので、注意を促すためにも、町にも何らかの説明があると思いますのでお伺いいたします。その中で、もうだいぶ前の話であまり議論したくないのですが、チェーンの義務化についてお伺いします。町民の皆さんにも記憶に新しいと思います。

平成 30 年 12 月 10 日に国土交通省と警察庁は、今冬から大雪時にチェーン装着を義務付ける対象として、標高が高く積雪も多い国道 54 号の赤名峠を公表し、全国的にも報道

されました。町民の間では、相当の不安感がありました。私も頓原維持出張所に行きましたが、わからないとのことでした。なんら説明のないまま、マスコミの報道がどんどん進み、慌ててチェーンを買った人が何人もおられました。その後、12月26日に広島県側では、布野町で国土交通省三次河川道路事務所による住民説明会が開催されました。なぜか最後までわが町では、松江国道事務所による説明会がありませんでした。結果として新聞広告とチラシだけで終わってしまいました。あのとき町がしっかり国土交通省に説明会を要請し、開催をお願いすべきだったと思います。聞くところによりますと上赤名では、住民対策をされていたように聞きました。国土交通省に絶好の町民からのトンネル建設の要望などを訴える良い機会であったと思いますが、機会を失ってしまい残念で仕方ありません。

私は横谷の人から聞き、布野の会場に行きましたが、約80人の市民が出席されていました。おそらく横谷の皆さんのほとんどが出席されたようで関心が高く、前夜に市の努力により、便坂口から県境までの区間の約12キロの区間が短縮されたためか、皆さんは安心されていました。それでも20人近くの人々が様々な要望を訴えて、熱い議論が開催されました。ただ一人の人しか赤名トンネルの改良に関して発言がなかったのが残念でした。

その時、副所長の発言で「めったにチェーン規制はしない。今後義務化区間は広島県にはないが、島根県側には発生する可能性があり、大雪の際には松江道を長い区間で通行止めする。」と述べられたのを記憶しています。本来は、平成29年の初雪時分の時に、松江道のタイヤ規制で降ろされた車が仕方なく国道54号に降りて、上赤名で動けなくなったのが主たる原因で、その突破散りを食ったのが国道54号で全国放送のニュースでも流されました。飯南町もこのことを国にしっかり説明し、把握していただきたかったと感じております。

その意味でも出来たばかりですが、松江道は今年の大雨でわかったと思いますが、長らく通行止めになったり、夜間は必ず工事などで通行止めする区間があります。いわば欠陥路線です。建設経費を削減するため、トンネルを作らず、切土・盛土で雪が降るので、山陰道よりは路肩を広く作られています。それ以上に降りますから、除雪作業の際は通行止めが当たり前です。そのため、国道54号は松江道の補完的な道路として生活道路ではありませんので、両トンネルの新設・改良をしっかり要望していただきたいと思います。

尾道松江線は、当初は有料道路で計画され、採算が取れないので、当時の道路公団が建設を諦めた路線です。新直轄方式への変更により、国と県が総額4千億円余りの税金で建設され、わが道がさびれ、陸の孤島になった道路ですから、しっかりアクションプランの計画を実行され、ただの生活道路ではないことを訴え、強調してください。

次に国道54号赤名・瑞穂・高野インターアクセスについてお伺いします。飯南町合併前から赤来町では奥小田と高野町高暮にトンネルの建設で、町道もいち早く奥小田まで

改良工事が進められましたが、20年、30年前からの計画で、トンネルを期待する声がありますが、可能性について伺います。

最後に大田・安芸高田道路建設期成同盟会について伺います。なかなかこの件に関して、ホームページなどで探すことができませんでしたので、市議会議員さんや市役所にもたくさん知り合いがありますので、伺ってきました。多分、大田市も山陰道が、もうある程度の完成が見えてきましたので、次を何かをしなければ埋没してしまうということで、市長さんはじめ事業計画をされ、10年・20年先の計画だと思います。大田市から安芸高田、その先があつて、安芸高田から東広島の高屋まで。

確かに夢の計画だと感じております。しかし、政治家や会社経営者は夢がなければいけません。私は苦節8年の間に、この忍土の世界、うまくいかないことばかりで、心の折れることばかりでしたが、それでも一つや二つの夢を持ち続けてまいりました。夢や青写真は必要です。

吉田松陰が言葉を残しています。「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし」町民に夢の大切さを表すためにも、町長も一つや二つの夢の計画を、毎回代わり映えのしないPDCAサイクル重視の「総合振興計画」のなかにも、一つや二つ夢の計画を入れて欲しかったと思います。

そこで、私も冒頭にも言いましたが、わが町が孤立しないように道はたくさんあればよいと思います。この期成同盟会の監事である町長に、わが町を通る可能性があるのか、伺います。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

6番議員から、飯南町の安心安全のための対策として道路やトンネルの整備についてのご質問をいただきました。

はじめに、今回町全体が孤立状態になったということで、その解消のために近隣市町、市町村と一緒に国や県に道路整備についてお願いをすべきではないか、ということでございます。このことにつきましては、7月の豪雨以降、これ広域での幹線道路の期成同盟会がありますが、例えば雲南地域の幹線道路改良整備促進期成同盟会であったり、それから出雲地域の幹線道路改良整備促進期成同盟会等があります。その会にも私も参加させていただいて、町の幹線道路。今回その災害もあつて通行止めもありましたが、その幹線道路が災害に強い、強靱化な道路にして欲しいということで、もちろん具体的な箇所も要望はしておりますが、そうした要望もしております。今後こうした機会を捕らまえながら国や県、国会議員もですが要望してまいりたいと考えております。

それから続いて赤名トンネル、晴雲トンネルのことについてご質問いただきました。

国土交通省が先月発表いたしましたこの道路施設点検の中で、その公表された結果についてちょっと申し上げますが、赤名トンネルと晴雲トンネル、これ対象年度が異なっておりまして、今回の対象は晴雲トンネルでありました。結果は。その前に令和元年に点検した赤名トンネルと同じく「早期措置段階」という判定でありました。今年度におきまして、その両トンネルにおける剥落部対策工事ということで、まあトンネルですからコンクリートで被覆してあるわけですが、その剥落対策工事、維持補修工事がですね、実施される予定になっております。これについては既に、確か発注されておったと思います。また、議員からはその以前よりこの両トンネルの改修についてご質問をいただいております。また、他の議員からもですね、この件についてはご質問いただいております。

今後の整備の可能性ということでございますが、過去の答弁にもありますように、費用対効果、B/C（ビーバイシー）でございますが、これがクリアできない状況。要は交通量が少ないということでございます。で、新たな整備は難しい状況、これは変わっておりません。先ほど述べたような予防保全の為の修繕、維持が継続される状況にあります。これが現状でございます。そうした状況の中ではございますが、この54号のトンネルはですね、三刀屋からこの赤名まで順次整備される予定ということで以前は聞いておりましたが、それが政権の交代だったり、いろんな事情で今先送りと言いますか、計画にないわけですが、このことにつきましては、もちろん関係機関、国会議員へ引継ぎ強く要望してまいりたいと思っております。

それからこの赤名峠の平成30年12月の、この国道チェーン規制のことにに関して、本町では説明がなされなかったということで、ご質問いただきました。布野のほうでは沢山の、横谷地区ですが住民の方も出られて、活発な意見交換、要望がされたということでありました。で、議員からは、この赤名地区は開催されなかったということでありますが、実際には当時のことを確認いたしました。平成30年の12月の20日に上赤名自治会館において、上赤名の自治区長さん、それから自治会長を対象に、これは松江国道の職員も2名参加されての説明会が行われております。そこへは、役場の建設課の職員も2名参加しておりまして、当時の議事録は見つかりませんでしたが、当時出た職員に確認しますと、その当日は道路とかトンネルの要望よりも「なぜこのチェーン規制のことをですね、事前に説明がなかったのか。」まあそういった意見が大半だったと聞いております。

それから、瑞穂・高野インターアクセス道路整備の可能性についてご質問をいただきました。このことにつきましても、議員ご存じのことと思います。平成11年の赤来町時代に期成同盟会が結成され、この間ずっと活動は続けておりますが、要望活動を続けております。少し進展の話を申し上げますと、一昨年に広島県側の県議会議員、これは庄原市の県議会議員さんでいらっしゃいますけども、出身ですが、ご尽力いただきまして、昨年10月両県庁の職員同士の勉強会が開催されております。まあ、県境をまたぐ道

路でございますので、こちらは町道、向こうは県道ということですが、まだまだ課題も多いということでございます。

昨年の期成同盟会の総会が予定されておりましたが、そこでそうした機運も高めていくということで思っておりましたが、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大がその時も発生、拡大しておりまして、開催できませんでした。今年度もですね夏にですね、私も前町長に変わって、この期成同盟会の会長に就任しておりますので、是非ともこの期成同盟会の開催をしたかったわけですが、広島県に緊急事態宣言が発令されておりまして、来れないということで書面決議になりました。このことについては、誠に残念なことでありました。そうした少しずつではございますが、前進したと思った矢先で、こうしたコロナウイルスでそうした機運が後退しないようにですね、今後の取り組みが重要だと思っております。

今回ですね今年度も知事要望、重点要望を考えておりますが、その中にもこの瑞穂・高野インターアクセスの道路整備については、重点要望として知事要望をするようにしております。このたびの豪雨の孤立化、道路の封鎖によって孤立化を防ぐためにも、新たなアクセス道も必要でございます。引き続きの支援要望をすることとしております。議員の皆様におかれましてもご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

そして最後に、高田と大田、大田市と安芸高田市を結ぶ、これ高規格の道路網の構想であります。今、その中国縦貫道が横に走っていて、浜田道と尾道松江線があって、そのちょうど中間になりますが、大田市と安芸高田市を南北に結ぶ道路の構想でございます。これにつきましては、この期成同盟会が令和3年3月に設立されております。本町のほうも、これはルートとしましては、もちろん構想ですから太い線しか図面に入っておりませんが、今、飯南町は通過しないということでございます。ただ、この道路が今、本町が進めようとしております瑞穂・高野インターアクセスと交わりますので、そうしたことで山間部における新たな広域交流圏の形成が期待できることから本町といたしましても、この同盟会には参加しております。以上でございます。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問を許します。

○6番（安部 誠也） はい、6番。

まあ、トンネルの件ですけど、あれは確か十数年前でしたね、当時の議長さんと町長さんが上京されて、十数億かけて改修工事をされておりましたが、改修工事ばかりで（聞き取り不能）効率が本当に悪いです。結局トンネル掘ったほうが金額的に安くなると思うんですけど。B/C、よく言われますけど。まあ、ここで議論しても、やっぱり、国がどう判断するかですから、ちょっとあれですけど。

次の質問にまいります。赤名地区の医療体制について、診療所開設についてお伺いします。この件につきましては、再三同僚の5番議員からも一般質問されていると存じております。かつては、上赤名には中村医院、中市には品川・塩田医院、下市の後藤医院、

福田の田部医院など、赤名には民間の医院がいっぱいありましたが、一昨年唯一残っていた和田医院が閉院されました。和田医院は戦前に三上先生が五十猛の大浦から来られ、戦死されたので、弟の先代の和田先生が軍医でしたが後を継がれ、今の和田先生へと長年赤名の医療に携わって来られました。心より感謝申し上げる次第でございます。

当時の赤来町として合併しても、来島には河合先生しかおられなかったために来島診療所、谷には出張診療所が開設されました。言わばこれまで赤名地区は行政に頼らず、民間の力で医療機関が存在していました。そのため地区に住む住民の皆さんは、診療所開設を望む声が大きく、住民を代弁してお伺いいたします。本来なら民間のお医者さんが開業できればよいのですが、「人口が千人いなければ、開業しても大変だ。」という先生のお話も聞きました。

確かに新たに建物を建てて、不動産や医療器具を買えば、固定資産税も支払わなければなりません。なかなか診療所を開こうというお医者さんはいないと思います。診療所を作り、公設民営化なら医師は来るかもしれません。医師不足はよくわかっておりますが、町として何らかの形で診療所を開設すべきではないでしょうか。かつて赤来町職員の方が、来島診療所に安田先生を招へいされたように、行政が動いて医師探しをお願いしたいと思います。町民があれこれ探しても権限がありませんし、行政が動かなければ医師の招へいは動かないと思います。町長の答弁をお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

赤名地区の医療体制についての質問をいただきました。議員からは、和田医院の閉院のこと、それから新たに民間の医院・診療所を開院するにあたっては人口が1千人程度でないと経営が成り立たない、そして公設民営であればそうした施設整備をすれば民間の医師も来てくださるんじゃないか、ということでございました。繰り返し、これまで答弁していることと少し繰り返しになりますが、赤名地区の医療につきましては、本当に令和元年の末まで40年以上にわたって和田先生にお支えていただき、改めて敬意を表するところでございます。今回のワクチン接種におきましても、和田先生にも大変お世話になっているところで、このことにつきましても感謝申し上げたいと思っております。

和田医院閉院の際にはですね、町民の方の身近な医療機関、その閉院ということもありまして、もちろん赤名地区の地域の皆様にとっては、大変な不安を感じられたことと思います。

そのようなこともありまして、当時町といたしまして、不安の解消や新たな医療機関での受診が円滑に行われるよう、保健福祉課の職員も和田医院にこれは出向いて説明をしたこともありましたが、生活路線バスの乗り方であったり「マイ時刻表」の作成、それから受診の相談支援等を行うとともに、飯南病院、来島診療所においても、初回受診の

予約や診療に関する相談を行ったところでございます。また、これに加えて生活路線バスのダイヤ改正もいたしました。また、デマンドバスの増便もいたしました。そうした接続の工夫など、要は飯南病院や来島診療所へ受診しやすい環境づくりに努めてきたところでございます。今の和田医院に実際にこれまで通院されていた多くの方が、現在は飯南病院や来島診療所で継続して治療をされているという状況となっておりますが、身近な医療機関に接してこられた赤名地区の皆様からすると、新しい診療所の開設により、以前のような医療環境を望まれることは当然のことでありまして、そうした中でのご要望ということを受け止めております。しかしながら、これまでの一般質問においても同様の質問もいただいておりますが、結論から申し上げさせていただきますと、町の病院事業としては、診療所等の医療機関の新たな開設はせず、これまでのように飯南病院及び来島診療所を中心とした医療の提供を行っていくということであります。まあ人口減少、それから患者数の減少する中で本町のこの地域医療を存続、守っていくには、やはりこうしたことはやむを得ないと思っております。これにつきましては、これまで答弁を含めた理由といたしましては、やはり地域医療を維持するための医療従事者の確保であったり、今言いました人口の減少、患者数の減少等が想定されますので、この病院運営、病院事業の運営が課題となっております。

そうした病院自体がですね、そうした課題も今抱えております。こうしたことから本町の医療体制につきましては、赤名地区はもちろんですが、町全体の医療確保という面で、まずは今病院が行っております「救急医療」それから「入院の機能の維持・充実」を最優先として取り組んでおります。

そうしたことで、町内全てにおいて、その均一な医療サービス提供ができるようにですね、赤名地区においては「在宅医療」などの取り組みにより、より充実した地域包括医療・ケアの推進のための医療体制構築に力を今尽くしているところでございます。

身近な診療所、安心感や利便性はあると思いますが、飯南病院や来島診療所での受診は、迅速な診療対応と充実した検査であったり、治療環境もございます。利用されるメリットも患者様へ提供できるものと考えております。最後になりますが、その通院面でのご負担につきましては、引き続き交通体系の工夫などに取り組み、受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。赤名連坦地については、この10月から自動運転も始まります。それを公共交通と位置づけて路線バスへの接続もいたしますので、そうした面でも通院できるような体制の充実に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問を許します。

○6番（安部 誠也） はい、6番。

お答えいただきましたが、まあ、私は医師というものは各地区にお点在してこそ意味があると思います。例えば島根県が全国的に見ても医師が少なく、また雲南地域は島根

県内でも医師が困っているのをご存知だと思いますが、これが飯南町では赤名がそのような地区になっております。まあ、地域間格差は言いたくないんですが、まあ、町の姿勢を今後見ていきたいと思います。また、質問するかもしれませんが、よろしくお願いします。

次に関係人口について伺います。

私は山陰中央新報の記者だった方が 2017 年 10 月に木楽舎という出版社から出された「関係人口をつくる」という本を読ませていただいたもので、前から興味がありました。人口減少を救うキーワードは、関係人口だというタイトルがついていました。簡単に関係人口について説明しますと、関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。住んでいなくても、定期的に訪れたり、特産品を買ってくれたりする仲間。移住・定住よりもハードルが低く、何より、どの地域でも増やすことができると考えられています。

地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しております。地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることが期待されております。そこで、総合振興計画後期計画の基本計画にも盛り込まれていますし、先日は中山間地域研究センターの主任研究員さんを招いて「関係人口とともに取り組むポストコロナを見据えた地域づくり」と題する研修会を開催されました。講演後は、職員の方だけで、アイデア出しワークショップをされましたが、どのような関係人口を増やすのかをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして議員から関係人口についてのご質問をいただきました。人口減少を救うのは関係人口だということでありました。

第 2 次の飯南町総合振興計画後期基本計画におきまして、いろんな中で「観光振興」、それから「高齢者の支援」「定住の促進」「飯南高校生の卒業生との関わり」など、その基本施策の中で「関係人口」に多数ふれております。この言葉は、今後のまちづくりにおける重要なキーワードの一つではないかと考えております。

先ほど議員から、関係人口に関する研修会についてご紹介をいただきましたが、当日の研修会には議員の皆様にもご案内させていただき、4 名の議員の皆様に参加いただきました。この研修会を行うにあたりましては、コロナ禍の中、不要不急の外出自粛など本町に帰省できない方に対する支援として、昨年度から、昨年度と今年度「ふるさと応援宅配便」をこの助成制度として行っておりますが、その中で住民の皆様が送付された荷物の中に「町からのアンケート」を同封しておりました。本町出身の皆様、関係ある皆

様から様々なご意見をいただいたところであります。この意見の中で私もそれを全部読みましたが、印象に残って、それが特に印象と言いますか、例えば、都会におるけどやはり飯南町への思いは非常にあって、いろんなものを購入したい、特産品を、今はネット販売で買えるんですが。そこのお店物は買えるんですけど、町内でいろんな複数の物を一度に買えるようなところがあればいい、というような意見がありました。過去に観光協会のほうでもそんなこともしておりましたが、現在はやっておりません。そうしたものも含めてですね、ふるさと飯南町に対するいろんな思い、それからアイデアなんかもあったと思います。で、その研修会におきましては、ご意見を本町の施策に活用できないか、という思いから中山間地域研究センターの研究員の職員のご協力をいただきながら検討して進めたものでございまして、今回の「アンケート調査中間報告会」として行っております。この流れはですね、年末に「飯南町まちづくり講演会」として開催し、住民の皆様にもご参加、今度はいただきたいと考えております。

議員からはストレートにどのような関係人口を増やすのか、ということでございます。

「関係人口」は、特に近年よく使われる言葉であります。その取り組みや考え方には様々なものがあると認識しております。今まで行ってまいりました「出身者会」であったり「姉妹都市」それから「ふるさと納税」などの取組も、その事業の繋がりでは「関係人口」と考えられるのではないかと考えておりますが、「出身者会」においては現在会員の高齢化であったり、ご事情で解散される出身者会もございます。そうしたことで、本町との関係が薄れていくということで、懸念しておるところでございます。

そういう中でございますが、行政報告でも申し上げましたが、町の広報誌をリニューアルいたしました。表紙と裏表紙を一新しましたが、特に裏表紙のほうを見ていただくと、今月号、いや8月号ですね「ルーツいいなん」というコーナーを設けておりまして、ここで本町出身の方、本町出身である方や本町と関わりのある方を紹介することとしております。これは本町を離れておられますが、いろいろ活躍して、そうした関係性を持つ方でございます。今後も本町との関わりを作っていきたいという想いからこのようなことをしておりますが、「新たな関係」を大切にしていけるのも重要ではないかと考えております。まあ、いろんな形での関係人口、そのこれだけが関係人口じゃなくて、他の市町でも町外の方に住民票的なものを付与したり、そういったこともございますが、今、総合振興計画に基づくまちづくりを進める中で、私としましては「人口減少に真っ向から立ち向かう」ということを申し上げておりますので、今実施している事業の検証であったり、新たな取組の検討を行う中で、この「関係人口」においても研究を進めていき、本町を離れて暮らす皆様から今回意見もいただきましたが、そういうご意見も大切にしながら、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問を許します。

○6番（安部 誠也） はい、6番。

関係人口は、出身者の他出者からの取組も必要かもしれませんが、「ふるさと納税」の期待もあるかもしれません。しかし「関係人口」という名称の提唱者である指出一正（さしで かずまさ）さんは、関係人口を作ったうえで必要な機能は、関係案内所だと提唱されております。アンテナショップなどによくある「観光案内所」ではありません。そこまで広げていただきたいと思います。コロナ後の事を考えて、今はじっくり練ってください。

最後に赤名峠の災害復旧について伺います。

今月 5 日の朝のラジオで、NHK 第 1 放送でしたが「石丸謙二郎の山カフェ」という番組で今週のテーマは「心に残る峠」。ゲストとして全国 3000 以上もの峠を訪ねた“峠研究家”の中川健一さんのお話を聞きました。峠は古来より人々が息を切らしながら通った場所。中川さんは「峠は歴史を感じさせるタイムカプセル」だと言います。今、大きな道路やトンネルになっている峠も、独自の視点で観察し、秘められた歴史物語を探します。中川さんおすすめのユニークな峠もご紹介頂きます！という番組の案内でした。この中川さんの放送の中で紹介されたのが全国数ある中で、わが町の赤名峠でした。「旧道 630 メートル、国道 54 号の赤名トンネルが 554 メートル。かつては石見銀山の銀や銅を運ぶ峠で、峠の看板など凄く手入れされている本州で一番推奨できる峠です。」と語られました。また、中川さんは、日経新聞の 2018 年 11 月 2 日の最終頁、文化欄で赤名峠の写真を載せて「街道の中で最高地点であり、一番の難所として知られていた。訪れると今にも向うから大きな荷物を背負った一行が歩いて来るような気配を感じた」と書かれております。ここで一つ付け加えておきたいのは、赤名峠は井出孫六（いで まごろく）編の「日本百名峠」にも書かれております。参考までに下重暁子（しもじゅう あきこ）さんが執筆されております。

その赤名峠は、いま大雨で土壌が流れて木がひっくりかえっていて、横谷側では橋が流れている状況です。ラジオを聴かれて来られたお客さんから見たら、さぞ、がっかりされるかもしれません。「横谷側はアサヒビールが何とかするかもしれませんが、町が所有しているグレーダでなら、すぐ治るでしょう。」と町民の方からの声です。町内も災害が沢山あり、急いでやらなければいけないところが沢山ありますが、赤名峠は町内有数の歴史的遺産です。ボランティアに頼むのではなく、しっかり管理していただき、復旧を望みますが、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に議員からは、このたびの豪雨によりまして赤名峠の被災しておる災害復旧を早期に、ということでご質問をいただきました。

5 日の朝、NHK の第一放送で流れたラジオでですね、お聞きになって赤名峠のすばら

しさをですね、ある方が紹介をされ、それを再認識されてのご質問だと思います。私も議員のほうからこの質問がありまして、非常に便利な時代でユーチューブでこのラジオを聞くことが出来まして、確認いたしました。議員がおっしゃいましたことをですね、確かに放送されておりました。さっき、銀と銅をですね運ぶ街道ということで、この銀山街道は赤名のそういった荷車とか人車、まあ幅員も広いという、そういったことも付け加えて言うておられました。それを確認いたしました。その中川さんが心から「本州で一番お勧めできるきれいに整備された峠」ということで、現在その古道がですね看板の整備だったり草刈りであったり、そうしたことが整備されている上にこう自慢のできる街道だと言われました。

これまでの間、この赤名地域を中心として組織されております銀山街道応援団の皆様による、歴史的遺産の保全活動が継続して行われている成果だと思っております。この赤名峠の被災の状況につきましては、私も現場には行っておりませんが、調査はしております。倒木もですが、土砂が出たところもあります。それから特にひどいのが三次側ですね。布野のほうがですね、さっきもありました橋が落ちたりということで、なかなか通れない状況であります。で、この復旧についてを、ということでございました。

銀山街道のこの応援団の皆様、普段から管理していただいております皆様と協議もしながら、これ本当は三次市にも働きかけて、きちんと復旧をすべきかもしれませんが、今はですね町といたしましては、住民生活に直結する支障がないように優先すべき災害復旧もあります。ご指摘の箇所につきましては、もちろん大事なことでございまして、大事に守られてきた古道であります。緊急的な倒木処理とか、ちょっと通れないところの土砂撤去とかそうした最低限のことは、すぐにでもということで考えておりますが、根本的な今、復旧をですね、すぐすることは出来ないかと思っております。どうしてもやるべきことはですね、したいと思っておりますが、その程度の処置ということで留めさせていたいただきたいと思っております。以上でございます。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問を許します。

○6番（安部 誠也） はい、6番。

まあ、再質問といえば再質問ですけど、まあ中川さんに復旧された折にもう一度何らかの形で赤名峠を歩いていただきたいと思います。先ほどの質問にも絡みますが、中川さんのような赤名峠のファンを作り、今ある地域資源を活用して関係人口を作るためにも、町は何らかの形で動いていただきたいと思います。まあ、回答がいただければ、お願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問いただきましたが、この中川さんという方は大変発信力のある方で、こうして全国各地の峠を認識されている中での、「この本州の中でこの赤名峠が一番。」と言っていたいただきました。もちろんこういった方も、関係人口のことも議員からもありましたが、大事にする人だと思っております。どの程度、すぐに復旧をできるかどうか、これはちょっとまだここでははっきり言えませんが、そうしたきれいに整備が必ずされると思っております。これは役場でやるべきことと住民の方をお願いすることがありますが、三次側については、なかなか不確定なところもありますが、これについては私も市長さんと話ができる関係にありますので、銀山街道がこういう状況だということは、ちょっとお話ししたいと思います。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、11 日及び 12 日は休会、13 日から 15 日までは各常任委員会、16 日は各常任委員会及び午後 1 時から予算特別委員会、17 日は、午前 9 時から本会議を再開いたします。

たいへんご苦勞様でございました。

午後 3 時 17 分散会
